

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成25年1月15日提出

【計算期間】 ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド 現地通貨・コース  
（資産成長型）（第2計算期間）  
（自 平成24年4月24日 至 平成24年10月22日）  
ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース  
（資産成長型）（第2計算期間）  
（自 平成24年4月24日 至 平成24年10月22日）  
ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース  
（毎月分配型）（第2特定期間）  
（自 平成24年4月24日 至 平成24年10月22日）  
（総称を「ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド」とします。）

【ファンド名】 ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド 現地通貨・コース  
（資産成長型）  
ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース  
（資産成長型）  
ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース  
（毎月分配型）  
（総称を「ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド」とします。）

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 白川 真

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 長谷川 英男

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3111

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

## 第一部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド 現地通貨・コース（資産成長型）

ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース（資産成長型）

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 一般））
	決算頻度	年2回
	投資対象地域	アジア
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 一般））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	アジア
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

##### （注1）商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「海外」...目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの

- ・「株式」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」...組入れている資産
- ・「株式 一般」...大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年2回」...目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・「年12回（毎月）」...目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・「アジア」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

## 商品分類表

〈ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド 現地通貨・コース(資産成長型)〉  
 〈ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース(資産成長型)〉  
 〈ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース(毎月分配型)〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

〈ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド 現地通貨・コース(資産成長型)〉  
 〈ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース(資産成長型)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回	日本		
不動産投信	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ( )
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)	年6回 (隔月)	欧州		
資産複合 ( )	年12回 (毎月)	アジア		
資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月)	オセアニア		
	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	その他 ( )	アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 属性区分表

〈ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース(毎月分配型)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回	日本		
不動産投信	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ( )
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)	年6回 (隔月)	欧州		
資産複合 ( )	年12回 (毎月)	アジア		
資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月)	オセアニア		
	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	その他 ( )	アフリカ		
		中近東 4/167 (中東)		
		エマージング		

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

#### < 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

#### < ファンドの特色 >

### 1. アジアの株式に投資します。

- ◆アジアの株式の中から高い配当利回りと利益成長が見込まれる株式に投資し、高いトータルリターンを獲得をめざします。
- ◆アジアの株式の運用は、大和投資信託のアジア拠点を活用します。

トータルリターンとは…



### 2. 異なる通貨コースから選べます。



- ◆「現地通貨・コース (資産成長型)」は、アジアの現地通貨で運用を行ないます。
- ◆「ブラジル・リアル・コース (資産成長型)」および「ブラジル・リアル・コース (毎月分配型)」は、為替取引を活用して、ブラジル・リアルで実質的な運用を行ないます。

### 3. 各ファンドはそれぞれ年2回または毎月決算を行ない、収益配分方針に基づいて収益の分配を行ないます。

	 現地通貨・コース (資産成長型)	 ブラジル・リアル・コース (資産成長型)	 ブラジル・リアル・コース (毎月分配型)
実質的な運用通貨	アジアの現地通貨	ブラジル・リアル	
決算頻度	年2回		毎月

※3つのコースの間でスイッチング (乗換え) を行なうことができます。

# 1 アジアの株式に投資します。

◆アジアの株式の中から高い配当利回りと利益成長が見込まれる株式に投資し、高いトータルリターン<sup>①</sup>の獲得をめざします。

●当ファンドにおけるトータルリターンとは、配当収入+値上がり益をいいます。

(注) 株式：DR（預託証券）および不動産投資信託証券を含みます。以下同じ。

※DR：Depositary Receipt の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。また、通常は、預託された株式の通貨とは異なる通貨で取引されます。

◆投資対象国・地域は以下のとおりです。（平成24年10月末現在）

中国、香港、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、台湾、タイ、ベトナム

※上記すべての国・地域に投資するとはかぎりません。

◆ポートフォリオの構築にあたっては、以下の点に留意します。

- ・アジアの株式の中から、時価総額や流動性等を勘案して投資対象銘柄を選定します。
- ・投資対象銘柄から、予想配当利回り水準が高いと判断される銘柄を定量的に抽出し、利益成長の源泉や継続的な配当支払い能力等を精査して組入候補銘柄を選別します。
- ・組入候補銘柄から、国・地域および業種の分散等を考慮し、厳選された50～70銘柄程度でポートフォリオを構築します。

## ポートフォリオ構築プロセス



※投資対象国・地域、ポートフォリオ構築プロセスは、将来見直される場合があります。

- ◆ アジアの株式の運用は、大和投資信託のアジア拠点を活用します。
- ◆ 運用は、ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドが行ないます。

※ダイワ・アセット・マネジメント（ホンコン）リミテッド、ダイワ・アセット・マネジメント（インド）プライベート・リミテッドおよび大和投資信託から情報提供を受けます。

## 当ファンドにおける大和投資信託の運用体制



※上海はダイワ・アセット・マネジメント（ホンコン）リミテッドの駐在員事務所です。

### 〈ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドについて〉

- ・ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（所在地：シンガポール）は、1994年にシンガポールにおいて設立された会社で、大和証券投資信託委託株式会社の海外現地法人です。
- ・主として、アジア株式の運用・調査業務を行なっています。

### 〈ダイワ・アセット・マネジメント（ホンコン）リミテッドについて〉

- ・ダイワ・アセット・マネジメント（ホンコン）リミテッド（所在地：香港）は、1988年に香港において設立された会社で、大和証券投資信託委託株式会社の海外現地法人です。
- ・主として、アジア株式の運用・調査業務を行なっています。

### 〈ダイワ・アセット・マネジメント（インド）プライベート・リミテッドについて〉

- ・ダイワ・アセット・マネジメント（インド）プライベート・リミテッド（所在地：インド ムンバイ）は、2007年にムンバイにおいて設立され、大和証券投資信託委託株式会社が2010年に買収を完了し、海外現地法人とした会社です。
- ・インドの株式と債券の運用・調査業務およびインド国内で投資信託の設定・販売を行なっています。

## 2 異なる通貨コースから選べます。

### 現地通貨・コース（資産成長型）

- ・アジアの現地通貨で運用を行いません。
- ・現地通貨の対円レートの上昇（円安）／下落（円高）により、為替差益／為替差損が生じます。

### ブラジル・レアル・コース（資産成長型）

- ・保有資産について為替取引（現地通貨売り／ブラジル・レアル買い）<sup>(注)</sup>を行ない、ブラジル・レアルで実質的な運用を行いません。  
これにより、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）が生じます。

（注）実際に行なう為替取引について、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

- ・ブラジル・レアルの対円レートの上昇（円安）／下落（円高）により、為替差益／為替差損が生じます。

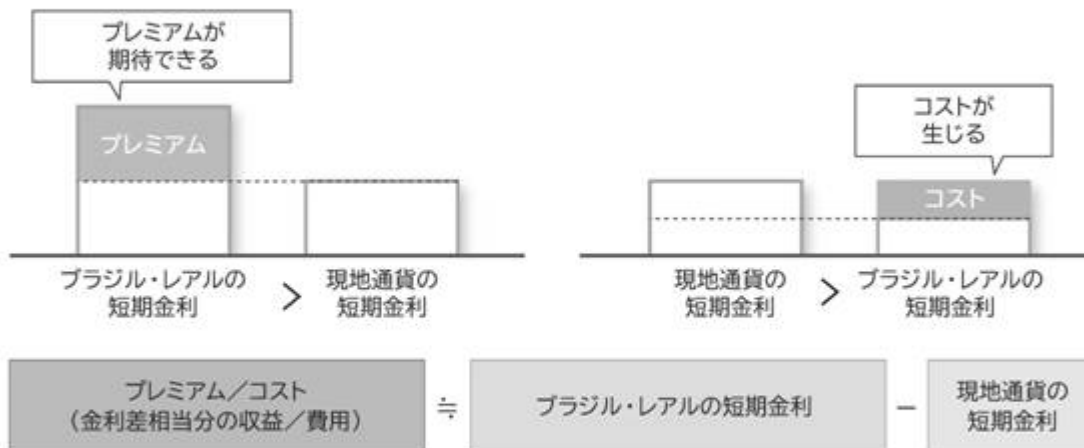
### ブラジル・レアル・コース（毎月分配型）

※「現地通貨・コース（資産成長型）」では為替取引を行なわないため、プレミアム／コストは生じません。

### 為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）について

- ブラジル・レアルの短期金利が  
現地通貨の短期金利よりも高い場合

- ブラジル・レアルの短期金利が  
現地通貨の短期金利よりも低い場合



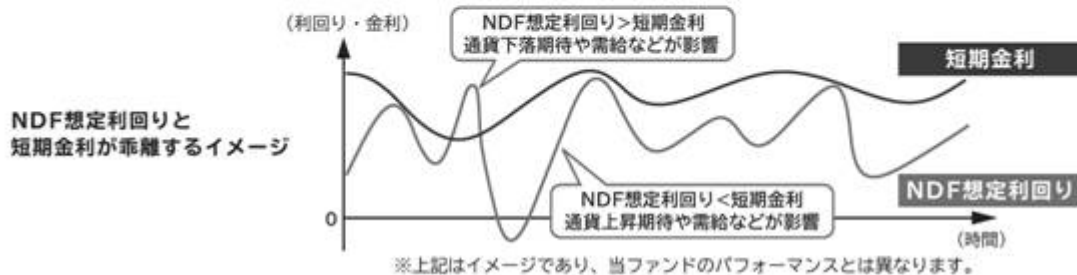
※上記はイメージであり、実際のプレミアム／コストとは異なります。

※上記は投資成果を示唆、保証するものではありません。

※取引対象通貨がブラジル・レアルの場合、為替取引を行なう際にNDF（ノン・デリバブル・フォワード）取引を利用することがあります。NDF取引を用いて為替取引を行なう際、プレミアム／コストは、需給や規制等の影響により、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

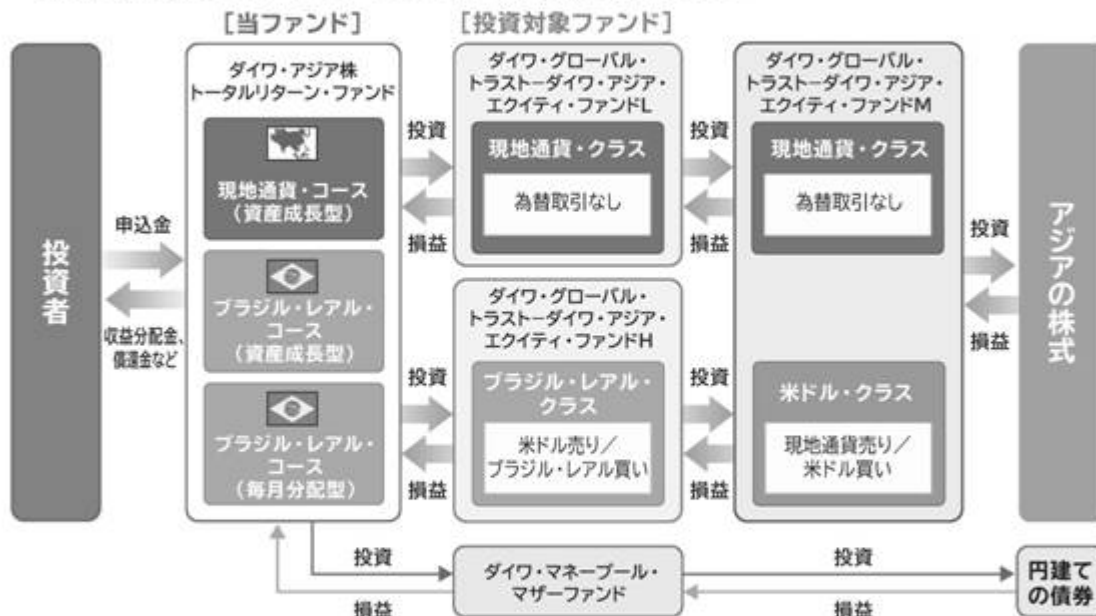
## NDF取引とは

- ◆取引対象通貨を用いた受け渡しは行わず、主に米ドルによる差金決済を相対で行なう取引です。
- ◆NDF取引価格から算出される“NDF想定利回り”は、規制により裁定が働きづらいため、需給や市場参加者の期待などの要因により、理論上期待される短期金利の水準から大きく乖離する場合があります。
- ◆市場参加者の通貨上昇（下落）期待や需給などにより、NDF想定利回りは低くなる（高くなる）可能性があります。NDF想定利回りの変動は、プレミアム（金利差相当分の収益）の減少（増加）要因であり、場合によってはコスト（金利差相当分の費用）となるケースもあります。



## ファンドの仕組み

- ◆当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- ◆ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドが運用する外国投資信託の受益証券を通じて、アジアの株式に投資します。
- ◆「ブラジル・リアル・コース（資産成長型）」および「ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）」は、為替取引を活用して、ブラジル・リアルで実質的な運用を行ないます。



※3つのコースの間でスイッチング（乗換え）を行なうことができます。  
※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

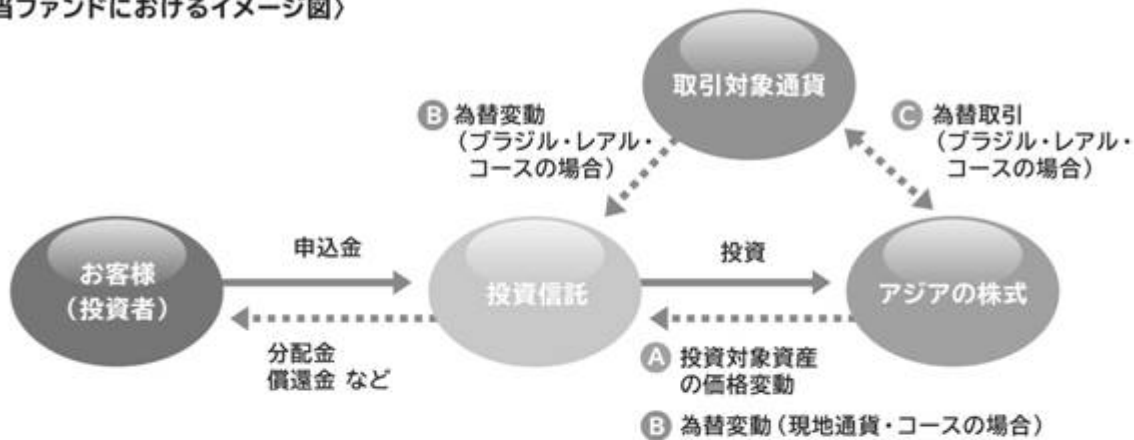
●当ファンドは、通常の状態では、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。

●大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1. および2. の運用が行なわれないことがあります。

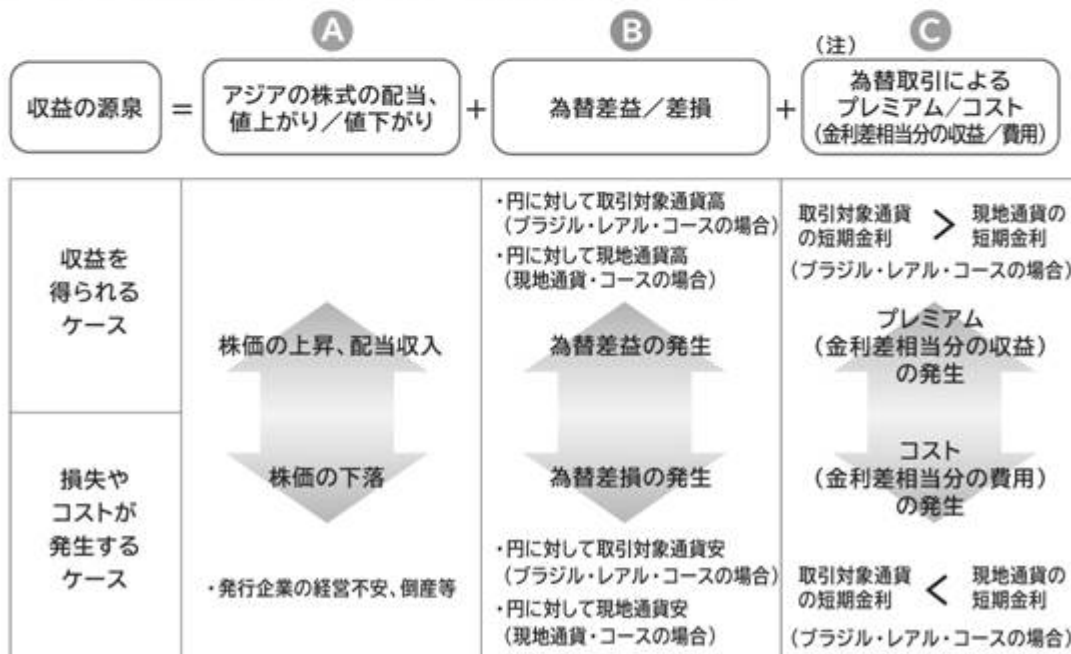
## 通貨選択型ファンドの収益のイメージ

- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

〈当ファンドにおけるイメージ図〉



- 当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。



(注) 取引対象通貨がブラジル・レアルの場合、為替取引を行なう際にNDF取引を利用することがあります。  
NDF取引を用いて為替取引を行なう際、プレミアム/コストは、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

※上記はイメージであり、実際の投資成果を示唆、保証するものではありません。

### 3 各ファンドはそれぞれ年2回または毎月決算を行ない、 収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

#### 現地通貨・コース（資産成長型）

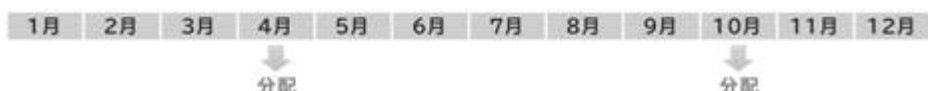
#### ブラジル・リアル・コース（資産成長型）

- 毎年4月22日および10月22日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

#### 分配方針

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

#### 収益分配のイメージ



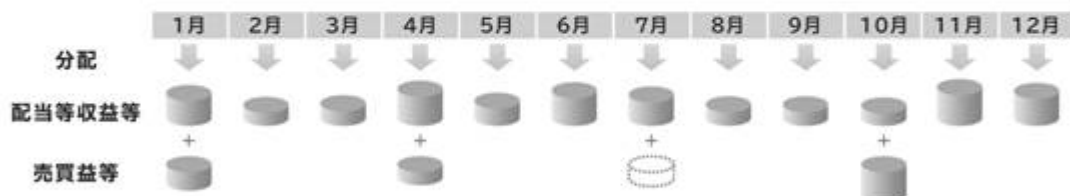
#### ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）

- 毎月22日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

#### 分配方針

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、経費控除後の配当等収益等から分配を行なうことをめざします。なお、1、4、7、10月の計算期末には、基準価額水準等を勘案して売買益等からも分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

#### 収益分配のイメージ



※上記は特定の月に分配金額の多寡が生じることを示すものではありません。

※継続的に同じ金額の分配を行なうことをめざすものではありませんので、毎月の分配金額は変動します。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

## 【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

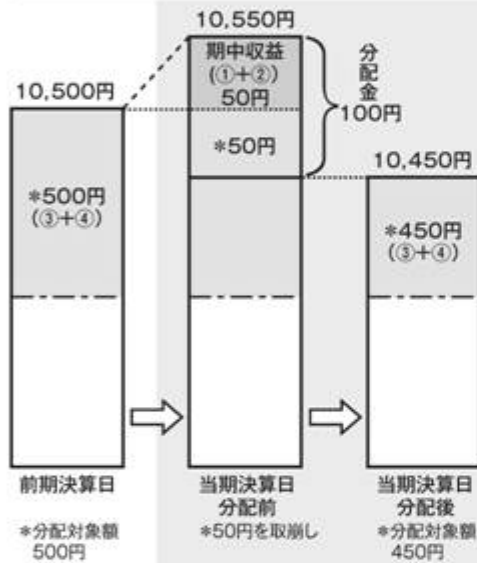
投資信託で分配金が  
支払われるイメージ



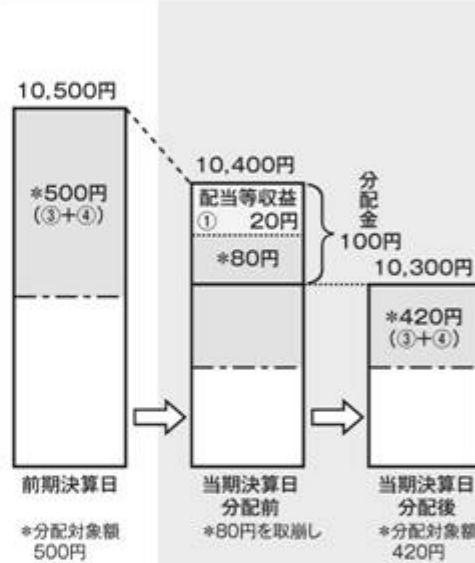
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売却益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）

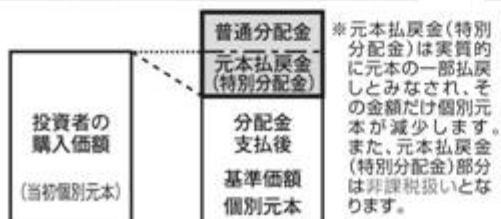


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売却益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

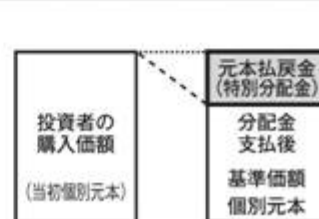
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

### < 投資対象ファンドの概要 >

ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンド L（現地通貨・クラス）」の受益証券（円建）について

形態/表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託 / 円建
---------	-------------------

運用の基本方針	主として、ダイワ・グローバル・トラスト・ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドM(現地通貨・クラス)(以下「ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドM(現地通貨・クラス)」といいます。)の受益証券を通じて、アジアの株式の中から高い配当利回りと利益成長が見込まれる株式に投資し、高いトータルリターンの獲得をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドM(現地通貨・クラス)の受益証券
主な運用方針	1.主として、ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドM(現地通貨・クラス)の受益証券を通じて、アジアの株式の中から高い配当利回りと利益成長が見込まれる株式に投資し、高いトータルリターンの獲得をめざして運用を行ないます。 2.ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドM(現地通貨・クラス)の受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 3.為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
設定日	2011年9月20日
信託期間	無期限
決算日	2月の最終営業日
収益分配	原則として、毎月分配を行ないます。
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.61%程度 ただしその他、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、ファンドの運営に必要な各種経費等がかかります。
申込手数料	かかりません。
投資顧問会社	ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド

ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト・ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH(ブラジル・リアル・クラス)」の受益証券(円建)について

形態/表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託/円建
運用の基本方針	主として、ダイワ・グローバル・トラスト・ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドM(米ドル・クラス)(以下「ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドM(米ドル・クラス)」といいます。)の受益証券を通じて、アジアの株式の中から高い配当利回りと利益成長が見込まれる株式に投資するとともに、保有資産について為替取引を行ない、高いトータルリターンの獲得をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドM(米ドル・クラス)の受益証券
主な運用方針	1.主として、ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドM(米ドル・クラス)の受益証券を通じて、アジアの株式の中から高い配当利回りと利益成長が見込まれる株式に投資するとともに、保有資産について為替取引を行ない、高いトータルリターンの獲得をめざします。 2.ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドM(米ドル・クラス)の受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 3.原則として、米ドル売り/ブラジル・リアル買いの為替取引を活用して、ブラジル・リアルで実質的な運用を行ないます。
設定日	2011年9月20日
信託期間	無期限
決算日	2月の最終営業日
収益分配	原則として、毎月分配を行ないます。
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.65%程度 ただしその他、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、ファンドの運営に必要な各種経費等がかかります。
申込手数料	かかりません。
投資顧問会社	ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド

(参考)

ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドM（現地通貨・クラス）」の受益証券（米ドル建）について

ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドM（米ドル・クラス）」の受益証券（米ドル建）について

形態/表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託 / 米ドル建
運用の基本方針	主として、アジアの株式の中から高い配当利回りと利益成長が見込まれる株式に投資し、高いトータルリターンの獲得をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	アジアの金融商品取引所上場株式（DR（預託証券）を含みます。また、上場予定を含みます。）
主な運用方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>主として、アジアの株式（DR（預託証券）および不動産投資信託証券を含みます。また、アジアの金融商品取引所に上場もしくは上場予定のものに限ります。以下同じ。）の中から高い配当利回りと利益成長が見込まれる株式に投資し、高いトータルリターンの獲得をめざして運用を行ないます。</li> <li>ポートフォリオの構築にあたっては、以下の点に留意します。 <ol style="list-style-type: none"> <li>アジアの株式の中から、時価総額や流動性等を勘案して投資対象銘柄を選定します。</li> <li>投資対象銘柄から、予想配当利回り水準が高いと判断される銘柄を定量的に抽出し、利益成長の源泉や継続的な配当支払い能力等を精査して組入候補銘柄を選別します。</li> <li>組入候補銘柄から、国・地域および業種の分散等を考慮し、厳選された50～70銘柄程度でポートフォリオを構築します。</li> </ol> </li> <li>株式の組入比率は通常の状態での高位に維持することを基本とします。（現地通貨・クラス）</li> <li>為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。（米ドル・クラス）</li> <li>原則として現地通貨売り / 米ドル買いの為替取引を活用して、米ドルで実質的な運用を行ないます。ただし、為替市場の流動性および規制等から一部の通貨に対して為替取引を行わない場合があります。</li> </ol>
設定日	2011年9月20日
信託期間	無期限
決算日	2月の最終営業日
収益分配	分配を行ないません。
管理報酬等	かかりません。
申込手数料	かかりません。
投資顧問会社	ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド
投資助言会社	ダイワ・アセット・マネジメント（ホンコン）リミテッド ダイワ・アセット・マネジメント（インド）プライベート・リミテッド 大和証券投資信託委託株式会社

「ダイワ・マネープール・マザーファンド」の受益証券について

形態 / 表示通貨	国内籍の証券投資信託 / 円建
運用の基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主要投資対象	円建ての債券
投資態度	<p>円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。</p> <p>円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
設定日	平成23年 10月27日

信託期間	無期限
決算日	毎年12月9日（休業日の場合翌営業日）
信託報酬	かかりません。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

## (2) 【ファンドの沿革】

平成23年10月27日

信託契約締結、当初設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
	収益分配金（注）、償還金など お申込金（ 3 ）	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないます。  受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
1	収益分配金、償還金など お申込金（ 3 ）	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2 ）の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
運用指図	2	損益 信託金（ 3 ）
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社：日本トラストティ・サービス信託銀行株式会社	信託契約（ 2 ）の受託者であり、次の業務を行ないません。なお、信託事務の一部につき日本トラストティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
	損益 投資	
投資対象	投資対象ファンドの受益証券 など	

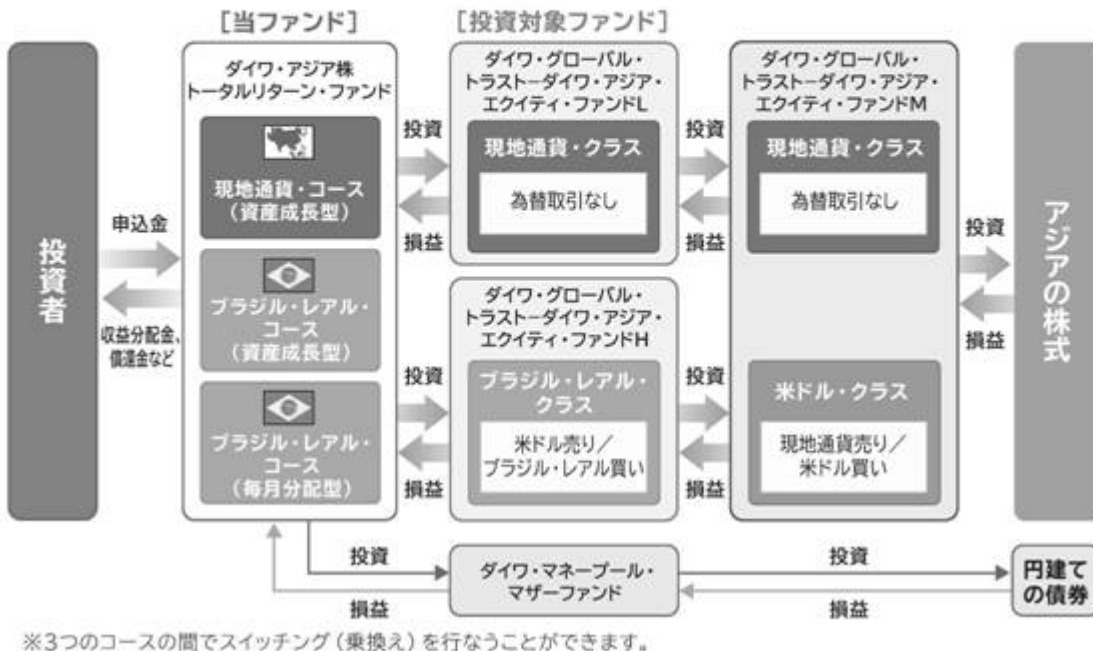
(注) 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社

には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

## ファンドの仕組み

- ◆当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- ◆ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドが運用する外国投資信託の受益証券を通じて、アジアの株式に投資します。
- ◆「ブラジル・リアル・コース（資産成長型）」および「ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）」は、為替取引を活用して、ブラジル・リアルで実質的な運用を行ないます。



### < 委託会社の概況（平成24年10月末日現在） >

・資本金の額 151億7,427万2,500円

#### ・沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)

#### ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

## 2 【投資方針】

## (1) 【投資方針】

## &lt;現地通貨・コース（資産成長型）&gt;

## 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドL（現地通貨・クラス）」（以下「ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドL（現地通貨・クラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネープール・マザーファンドの受益証券

## 投資態度

- イ．主として、ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドL（現地通貨・クラス）の受益証券を通じて、アジアの株式の中から高い配当利回りと利益成長が見込まれる株式に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
- ロ．当ファンドは、ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドL（現地通貨・クラス）とダイワ・マネープール・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドL（現地通貨・クラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ．ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドL（現地通貨・クラス）では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## &lt;ブラジル・リアル・コース（資産成長型）&gt;

## &lt;ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）&gt;

## 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH（ブラジル・リアル・クラス）」（以下「ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH（ブラジル・リアル・クラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネープール・マザーファンドの受益証券

## 投資態度

- イ．主として、ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH（ブラジル・リアル・クラス）の受益証券を通じて、アジアの株式の中から高い配当利回りと利益成長が見込まれる株式に投資するとともに、保有資産について為替取引を行ない、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
- ロ．当ファンドは、ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH（ブラジル・リアル・クラス）とダイワ・マネープール・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH（ブラジル・リアル・クラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ．ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH（ブラジル・リアル・クラス）では、為替取引を活用して、ブラジル・リアルで実質的な運用を行ないます。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### < 投資先ファンドについて >

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

##### 1．現地通貨・コース（資産成長型）

投資先ファンドの名称	ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドL（現地通貨・クラス）
選定の方針	アジアの株式の中から高い配当利回りと利益成長が見込まれる株式に投資し、高いトータルリターンを獲得をめざして運用を行なうファンドです。

##### 2．ブラジル・リアル・コース（資産成長型）

##### 3．ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）

投資先ファンドの名称	ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH（ブラジル・リアル・クラス）
選定の方針	アジアの株式の中から高い配当利回りと利益成長が見込まれる株式に投資するとともに、保有資産について米ドル売り／ブラジル・リアル買いの為替取引を行ない、高いトータルリターンを獲得をめざして運用を行なうファンドです。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

#### (2) 【投資対象】

##### < 現地通貨・コース（資産成長型） >

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1．に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2．に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3．から5．までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネープール・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト・ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドL（現地通貨・クラス）」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<ブラジル・リアル・コース（資産成長型）>

<ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）>

（現地通貨・コース（資産成長型）と同規定）

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネープール・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト・ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH（ブラジル・リアル・クラス）」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

（現地通貨・コース（資産成長型）と同規定）

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

1. 現地通貨・コース（資産成長型）

投資先ファンドの名称	ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドL(現地通貨・クラス)
運用の基本方針	主として、ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドM(現地通貨・クラス)(以下「ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドM(現地通貨・クラス)」)の受益証券を通じて、アジアの株式の中から高い配当利回りと利益成長が見込まれる株式に投資し、高いトータルリターンの獲得をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドM(現地通貨・クラス)の受益証券を通じて、アジアの株式に投資します。
委託会社等の名称	投資顧問会社：ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド

## 2. ブラジル・リアル・コース(資産成長型)

## 3. ブラジル・リアル・コース(毎月分配型)

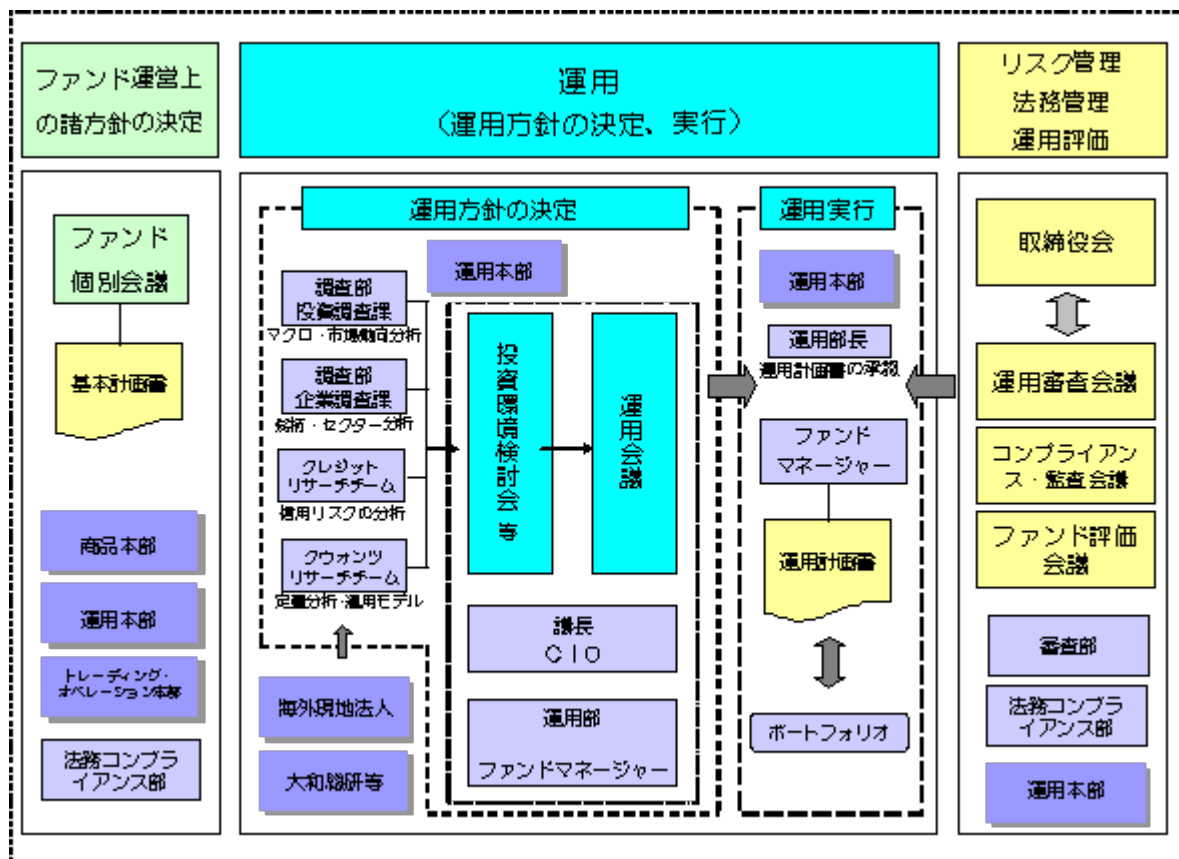
投資先ファンドの名称	ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH(ブラジル・リアル・クラス)
運用の基本方針	主として、ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドM(米ドル・クラス)(以下「ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドM(米ドル・クラス)」)の受益証券を通じて、アジアの株式の中から高い配当利回りと利益成長が見込まれる株式に投資するとともに、保有資産について米ドル売り/ブラジル・リアル買いの為替取引を行ない、高いトータルリターンの獲得をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドM(米ドル・クラス)の受益証券を通じて、アジアの株式に投資します。
委託会社等の名称	投資顧問会社：ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

## (3) 【運用体制】

## 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



### 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

#### イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

#### ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるC I O (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

#### ハ．基本的な運用方針の決定

C I O が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

#### ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

### 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

#### イ．C I O (Chief Investment Officer) (1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営

- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

ＣＩＯを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成24年10月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

< 現地通貨・コース（資産成長型） >

< ブラジル・リアル・コース（資産成長型） >

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、信託財産の成長に資することを目的に、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

< ブラジル・リアル・コース（毎月分配型） >

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、経費控除後の配当等収益等から分配を行なうことをめざします。なお、1月、4月、7月および10月の計算期末には、基準価額水準等を勘案して売買益等からも分配する場合があります。ただし、

分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

## (5) 【投資制限】

### <各ファンド共通>

株式(信託約款)

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券(信託約款)

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産(信託約款)

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

資金の借入れ(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

### <参考> 投資対象ファンドについて

1. ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドL(現地通貨・クラス)

2. ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH(ブラジル・リアル・クラス)

「1 ファンドの性格(1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

3. ダイワ・マネープール・マザーファンド

下記以外の項目(「基本方針」、「投資態度」、「信託報酬」等)については、「1 ファンドの性格(1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

<p>主な投資制限</p>	<p>株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、</p> <p>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は、行ないません。</p>
<p>償還条項</p>	<p>信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p>

### 3 【投資リスク】

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

#### 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

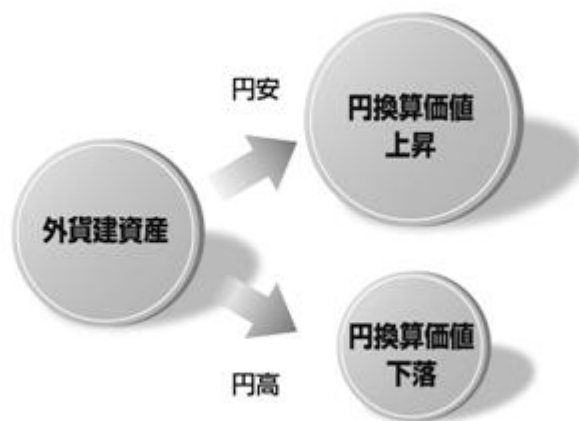
当ファンドの基準価額は、株価変動の影響を大きく受けます。

新興国・地域の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

#### 外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

## 〈為替変動のイメージ図〉



※上記はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

## 〈現地通貨・コース（資産成長型）〉

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

新興国・地域の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

投資対象である外国投資信託において、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を受けます。

## 〈ブラジル・リアル・コース（資産成長型）〉

## 〈ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）〉

ブラジル・リアルの為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

投資対象資産の通貨である現地通貨の為替変動リスクを完全に排除することはできませんので、基準価額は円に対する現地通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、ブラジル・リアルの金利が現地通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。

投資対象である外国投資信託において、NDF取引を用いて為替取引を行なう際、コストは需給や規制等の影響により、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

## ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国・地域への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国・地域の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国・地域のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国・地域においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国・地域の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国・地域の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

#### その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

### (2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

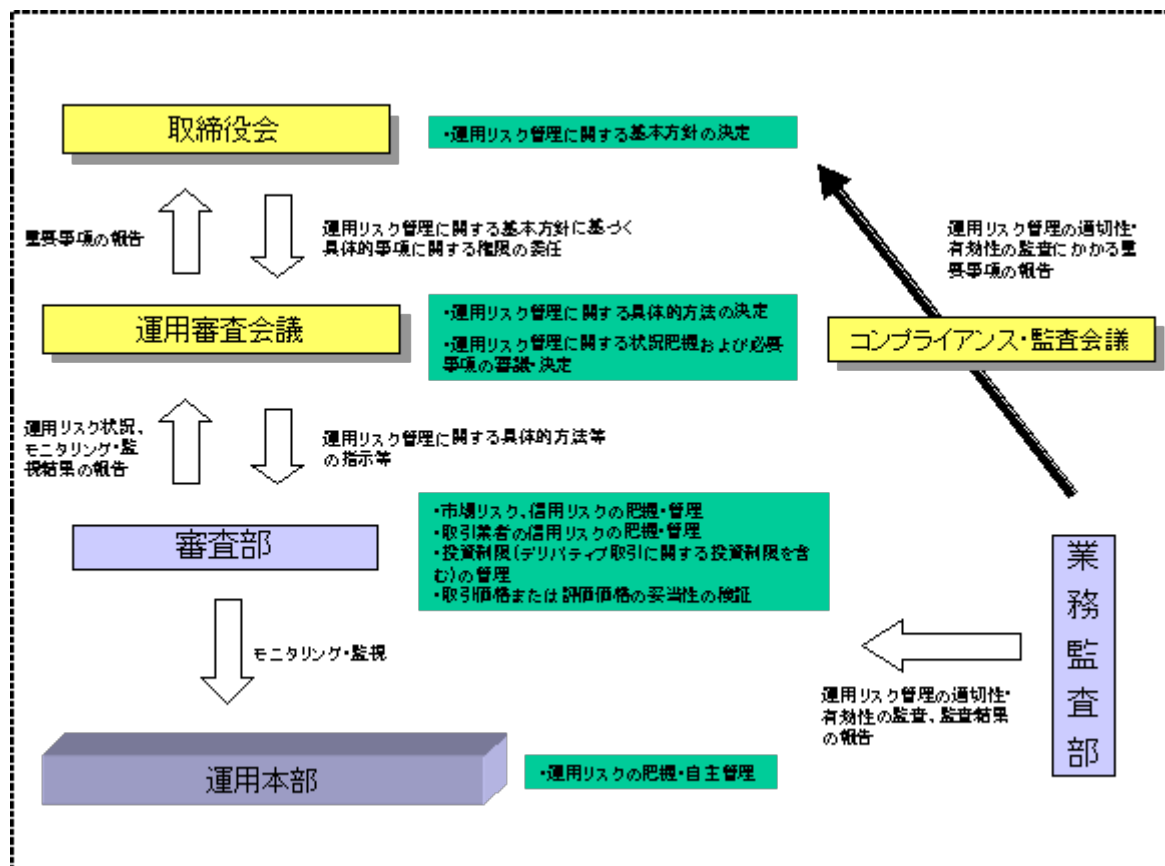
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

### (3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### (4) リスク管理体制



#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）

##### <スイッチング（乗換え）について>

- ・「ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド」を構成する各ファンドの受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって、他の構成ファンドの受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。なお、スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料を徴収している販売会社はありません。スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

（ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド）の構成）



申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

## (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

## (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.134%（税抜1.08%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.2625% (税抜0.25%)	年率0.8400% (税抜0.80%)	年率0.0315% (税抜0.03%)

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、「現地通貨・コース（資産成長型）」については年率1.744%（税込）程度、「ブラジル・リアル・コース（資産成長型）」「ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）」については年率1.784%（税込）程度です。

ただし、投資対象ファンドの信託報酬等に下限金額が設定されているため、純資産総額によって、実質的な信託報酬率が「現地通貨・コース（資産成長型）」については年率1.744%（税込）、「ブラジル・リアル・コース（資産成長型）」「ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）」については年率1.784%（税込）を上回ることがあります。

（注）投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基

本的性格 <ファンドの特色>」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### <投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

##### イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課税されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

## ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、上記イ．の表と同じです。

## ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

### 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

### <注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

### <注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合に

は、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

- ( ) 上記は、平成24年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ( ) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド 現地通貨・コース（資産成長型）

## (1) 【投資状況】（平成24年10月31日現在）

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	554,679,185	95.36
内 ケイマン諸島	554,679,185	95.36
親投資信託受益証券	4,003,600	0.69
内 日本	4,003,600	0.69
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	22,972,042	3.95
純資産総額	581,654,827	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 【投資資産】（平成24年10月31日現在）

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	DAIWA ASIA EQUITY FUND L-LOC CLASS	ケイマン諸島	投資信託受益証券	5,021,766.19	111.66 560,730,413	110.45 554,679,185	95.36
2	ダイワ・マネープール・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	4,000,000	1.0009 4,003,600	1.0009 4,003,600	0.69

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	95.36%
親投資信託受益証券	0.69%
合計	96.05%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
平成23年10月末日	1,085,904,233	-	1.0041	-
11月末日	1,073,941,677	-	0.9665	-
12月末日	1,099,229,369	-	0.9814	-
平成24年1月末日	1,158,704,382	-	1.0260	-
2月末日	1,261,958,704	-	1.1489	-
3月末日	975,825,015	-	1.1060	-
第1計算期間末 (平成24年4月23日)	868,717,958	869,500,961	1.1095	1.1105
4月末日	827,636,964	-	1.0960	-
5月末日	730,603,896	-	0.9957	-
6月末日	743,212,434	-	1.0131	-
7月末日	633,486,497	-	1.0316	-
8月末日	628,756,086	-	1.0435	-
9月末日	633,865,967	-	1.0844	-
第2計算期間末 (平成24年10月22日)	587,922,620	588,444,663	1.1262	1.1272
10月末日	581,654,827	-	1.1141	-

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0010
第2計算期間	0.0010

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	11.1
第2計算期間	1.6

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	264,200,209	554,878,709
第2計算期間	7,101,041	268,061,496

(注) 当初設定数量は1,073,682,014口です。

(参考) ダイワ・マネープール・マザーファンド

## (1) 投資状況（平成24年10月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	9,999,832	61.43
内 日本	9,999,832	61.43
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	6,279,533	38.57
純資産総額	16,279,365	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 投資資産(平成24年10月31日現在)

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単 価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	299 国庫短期証券	日本	国債証券	10,000,000	99.99 9,999,832	99.99 9,999,832	- 2012/11/05	61.43

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	61.43%
合計	61.43%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース(資産成長型)

### (1) 投資状況(平成24年10月31日現在)

#### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	236,976,573	97.08
内 ケイマン諸島	236,976,573	97.08
親投資信託受益証券	2,001,800	0.82
内 日本	2,001,800	0.82

コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	5,125,954	2.10
純資産総額	244,104,327	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 投資資産(平成24年10月31日現在)

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単 価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	DAIWA ASIA EQUITY FUND H-BRL CLASS	ケイマン諸 島	投資信託受益 証券	2,489,171.28 239,587,714	96.25 236,976,573	95.20 236,976,573	97.08
2	ダイワ・マネープール・マザーファンド	日本	親投資信託受 益証券	2,000,000	1.0009 2,001,800	1.0009 2,001,800	0.82

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	97.08%
親投資信託受益証券	0.82%
合計	97.90%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3) 運用実績

### 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
平成23年10月末日	644,652,077	-	1.0192	-
11月末日	610,902,511	-	0.9206	-
12月末日	621,418,311	-	0.9319	-
平成24年1月末日	643,823,986	-	1.0242	-
2月末日	433,903,846	-	1.1772	-
3月末日	282,205,664	-	1.0661	-
第1計算期間末 (平成24年4月23日)	260,021,876	260,270,038	1.0478	1.0488

4月末日	255,552,757	-	1.0296	-
5月末日	219,786,401	-	0.8980	-
6月末日	216,089,796	-	0.8827	-
7月末日	225,868,803	-	0.9221	-
8月末日	228,152,193	-	0.9308	-
9月末日	237,334,586	-	0.9683	-
第2計算期間末 (平成24年10月22日)	246,743,875	246,989,130	1.0061	1.0071
10月末日	244,104,327	-	0.9951	-

## 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0010
第2計算期間	0.0010

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1計算期間	4.9
第2計算期間	3.9

## (4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	105,850,150	483,906,624
第2計算期間	1,092,465	4,000,000

(注) 当初設定数量は626,219,160口です。

## (参考) ダイワ・マネープール・マザーファンド

前記「ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド 現地通貨・コース(資産成長型)」の記載と同じ。

ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース(毎月分配型)

## (1) 投資状況(平成24年10月31日現在)

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	1,080,791,878	97.91
内 ケイマン諸島	1,080,791,878	97.91
親投資信託受益証券	7,006,300	0.63
内 日本	7,006,300	0.63

コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	16,065,892	1.46
純資産総額	1,103,864,070	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 投資資産（平成24年10月31日現在）

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額 面金額	簿価単 価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	DAIWA ASIA EQUITY FUND H-BRL CLASS	ケイマン諸島	投資信託受益証券	11,352,498,111,092	96.25 2,700,648	95.20 1,080,791,878	97.91
2	ダイワ・マネープール・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	7,000,000	1.0009 7,006,300	1.0009 7,006,300	0.63

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	97.91%
親投資信託受益証券	0.63%
合計	98.54%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3) 運用実績

### 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
平成23年10月末日	1,817,487,397	-	1.0194	-
11月末日	1,677,117,418	-	0.9204	-
12月末日	1,687,497,982	-	0.9231	-
平成24年1月末日	1,833,109,127	-	1.0041	-
2月末日	1,788,067,322	-	1.1458	-
3月末日	1,328,397,526	-	1.0282	-
第1特定期間末 (平成24年4月23日)	1,291,442,905	1,303,036,454	1.0025	1.0115

4月末日	1,269,237,658	-	0.9851	-
5月末日	1,086,542,523	-	0.8509	-
6月末日	1,058,039,944	-	0.8288	-
7月末日	1,099,521,435	-	0.8596	-
8月末日	1,099,836,104	-	0.8614	-
9月末日	1,128,331,260	-	0.8904	-
第2特定期間末 (平成24年10月22日)	1,135,381,603	1,142,784,574	0.9202	0.9262
10月末日	1,103,864,070	-	0.9101	-

## 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0480
第2特定期間	0.0405

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	5.1
第2特定期間	4.2

## (4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	134,198,923	627,146,344
第2特定期間	14,495,195	68,838,732

(注) 当初設定数量は1,781,119,548口です。

(参考) ダイワ・マネープール・マザーファンド

前記「ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド 現地通貨・コース(資産成長型)」の記載と同じ。

[次へ](#)

## （参考情報）

## ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド 現地通貨・コース（資産成長型）

2012年10月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	11,141円
純資産総額	5.8億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1か月間	2.8%
3か月間	8.1%
6か月間	1.7%
1年間	11.2%
3年間	-
5年間	-
設定来	11.6%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

## 分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額： 20円 設定来分配金合計額： 20円

決算期	第1期 12年4月	第2期 12年10月						
分配金	10円	10円						

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額を分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

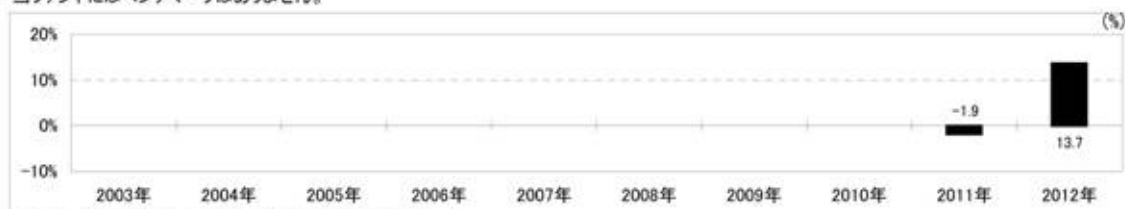
## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド	ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドL(現地通貨・クラス)	95.4%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネー・プール・マザーファンド	0.7%
合計		96.1%

## 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。  
・2011年は設定日(10月27日)から年末、2012年は10月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース（資産成長型）

2012年10月31日現在  
基準価額・純資産の推移

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額	9,951円
純資産総額	2.4億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	2.9%
3カ月間	8.0%
6カ月間	-3.3%
1年間	-2.2%
3年間	-
5年間	-
設定来	-0.3%



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

## 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 20円 設定来分配金合計額: 20円

決算期	第1期 12年4月	第2期 12年10月						
分配金	10円	10円						

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

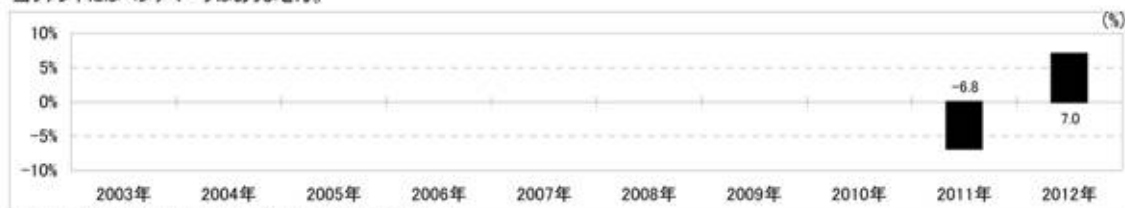
## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド	ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH(ブラジル・リアル・クラス)	97.1%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネー・プール・マザーファンド	0.8%
合計		97.9%

## 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。  
・2011年は設定日(10月27日)から年末、2012年は10月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース(毎月分配型)

2012年10月31日現在  
基準価額・純資産の推移

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額	9,101円
純資産総額	11億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	2.9%
3カ月間	8.1%
6カ月間	-3.2%
1年間	-2.0%
3年間	-
5年間	-
設定来	-0.1%



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

## 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 885円 設定来分配金合計額: 885円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
	11年11月	11年12月	12年1月	12年2月	12年3月	12年4月	12年5月	12年6月	12年7月	12年8月	12年9月	12年10月
分配金	0円	85円	100円	105円	100円	90円	80円	75円	65円	65円	60円	60円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

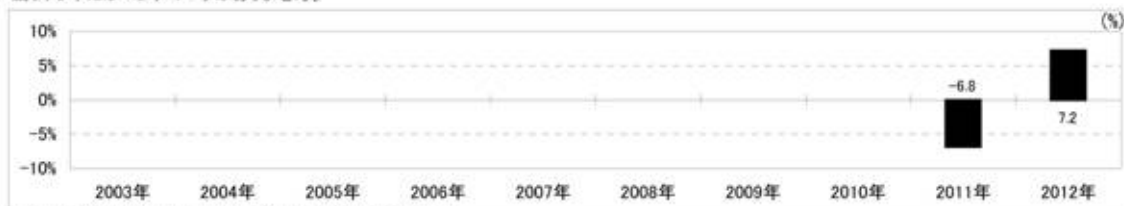
## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド	ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH(ブラジル・リアル・クラス)	97.9%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネープール・マザーファンド	0.6%
合計		98.5%

## 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。  
・2011年は設定日(10月27日)から年末、2012年は10月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ．およびロ．に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受けを行いません。

イ．香港証券取引所、シンガポール証券取引所またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行いません。

### 2 【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業

日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

#### <一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ．およびロ．に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受けを行いません。

イ．香港証券取引所、シンガポール証券取引所またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

#### ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）

#### ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

「ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド」を構成する各ファンドの受益者が、当該ファンドの一部解約金の手取金をもって他の構成ファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他の構成ファンドの受益権の取得申込みの受け付けが中止された場合、委託会社は、当該一部解約請求の申込みの受け付けを中止することができます。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約請求の受け付けを中止することができます。一部解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

##### （注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・ 組入外国投資信託の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・ マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

##### （注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・ 本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
  1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・ お電話によるお問い合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）
- ・ 委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

平成23年10月27日から平成28年10月21日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (4) 【計算期間】

< 現地通貨・コース（資産成長型） >

< ブラジル・リアル・コース（資産成長型） >

毎年4月23日から10月22日まで、および10月23日から翌年4月22日までとします。ただし、第1計算期間は、平成23年10月27日から平成24年4月22日までとし、最終計算期間は、平成28年4月23日から平成28年10月21日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

< ブラジル・リアル・コース（毎月分配型） >

毎月23日から翌月22日までとします。ただし、第1計算期間は、平成23年10月27日から平成23年11月22日までとし、最終計算期間は、平成28年9月23日から平成28年10月21日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

#### (5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
4. 前3.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益

者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。

7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1.の事項(前1.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前 の3.また

は前 の2.に規定する書面に付記します。

#### 運用報告書

委託会社は、「現地通貨・コース（資産成長型）」、「ブラジル・リアル・コース（資産成長型）」については計算期間の末日ごとに、「ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）」については毎年4月および10月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

#### 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

#### 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日（「ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）」については、第1計算期間を除きます。）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとしてします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会

社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

### 第3 【ファンドの経理状況】

#### ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド 現地通貨・コース（資産成長型）

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成24年4月24日から平成24年10月22日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

#### 1 【財務諸表】

#### 【ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド 現地通貨・コース（資産成長型）】

## ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド 現地通貨・コース（資産成長型）

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 平成24年4月23日現在	第2期 平成24年10月22日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	31,100,220	31,915,410
投資信託受益証券	839,883,296	570,839,507
親投資信託受益証券	4,001,600	4,003,600
未収入金	32,000,000	13,000,000
流動資産合計	906,985,116	619,758,517
資産合計	906,985,116	619,758,517
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	783,003	522,043
未払解約金	31,405,345	27,353,153
未払受託者報酬	167,645	109,217
未払委託者報酬	5,869,333	3,824,260
その他未払費用	41,832	27,224
流動負債合計	38,267,158	31,835,897
負債合計	38,267,158	31,835,897
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1 783,003,514	1 522,043,059
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	85,714,444	65,879,561
（分配準備積立金）	67,582,758	53,775,514
元本等合計	868,717,958	587,922,620
純資産合計	868,717,958	587,922,620
負債純資産合計	906,985,116	619,758,517

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自 平成23年10月27日 至 平成24年4月23日	第2期 自 平成24年4月24日 至 平成24年10月22日
営業収益		
受取配当金	20,057,591	14,478,883
受取利息	7,458	6,143
有価証券売買等損益	112,827,305	11,520,672
営業収益合計	132,892,354	2,964,354
営業費用		
受託者報酬	167,645	109,217
委託者報酬	5,869,333	3,824,260
その他費用	41,832	27,224
営業費用合計	6,078,810	3,960,701
営業利益又は営業損失（ ）	126,813,544	996,347
経常利益又は経常損失（ ）	126,813,544	996,347
当期純利益又は当期純損失（ ）	126,813,544	996,347
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	58,447,783	10,691,730
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	85,714,444
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,253,186	172,102
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,253,186	172,102
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,121,500	29,180,325
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,121,500	29,180,325
分配金	1 783,003	1 522,043
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	85,714,444	65,879,561

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第2期 自 平成24年4月24日 至 平成24年10月22日	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
	(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 平成24年4月22日が休日のため、前計算期間末日を平成24年4月23日としております。このため、当計算期間は182日となっております。	

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期 平成24年4月23日現在	第2期 平成24年10月22日現在
	1. 1期首元本額	1,073,682,014円
期中追加設定元本額	264,200,209円	7,101,041円
期中一部解約元本額	554,878,709円	268,061,496円
2. 計算期間末日における受益権の総数	783,003,514口	522,043,059口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期 自 平成23年10月27日 至 平成24年4月23日	第2期 自 平成24年4月24日 至 平成24年10月22日

1 分配金の計算過程	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(12,960,853円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(55,404,908円)、投資信託約款に規定される収益調整金(18,131,686円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は86,497,447円(1万口当たり1,104.69円)であり、うち783,003円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(8,673,222円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(1,022,161円)、投資信託約款に規定される収益調整金(12,104,047円)及び分配準備積立金(44,602,174円)より分配対象額は66,401,604円(1万口当たり1,271.96円)であり、うち522,043円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>
------------	---	--

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区分	第2期 自 平成24年4月24日 至 平成24年10月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	第2期 平成24年10月22日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第1期 平成24年4月23日現在	第2期 平成24年10月22日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	61,347,777	1,258,186
親投資信託受益証券	1,600	2,000
合計	61,349,377	1,260,186

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第1期 平成24年4月23日現在	第2期 平成24年10月22日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自 平成24年4月24日 至 平成24年10月22日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第1期 平成24年4月23日現在	第2期 平成24年10月22日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1095円 (11,095円)	1.1262円 (11,262円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	DAIWA ASIA EQTY FUNDL LOC	5,112,300.800	570,839,507	
投資信託受益証券 合計			570,839,507	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネープール・マザーファンド	4,000,000	4,003,600	
親投資信託受益証券 合計			4,003,600	
合計			574,843,107	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドL(現地通貨・クラス)」受益証券(円建)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネープール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンド及び同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドL（現地通貨・クラス）」  
の状況

「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドL（現地通貨・クラス）」  
は、ケイマン籍の外国投資信託受益証券（円建）であります。同ファンドは平成24年2月29日に計算期間が  
終了し、作成された財務諸表は独立監査人により米国の監査基準に準拠した監査を受けております。以下に  
記載した同ファンドの情報は、監査済み財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドL (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

### 貸借対照表

2012年2月29日

(米ドル建て)

#### 資産

原ファンドへの投資（費用13,956,560ドル）	ドル	15,289,760
現金		73,965
未収:		
売却済み投資		249,284
その他の資産		37,173
資産合計		<u>15,650,182</u>

#### 負債

為替先物契約による評価損		677
未払い:		
買戻し済みの受益証券		247,097
専門家報酬		17,500
投資運用会社報酬		6,033
受託会社報酬		3,737
名義書換代理報酬		2,034
管理会社報酬		2,013
保管報酬		916
負債合計		<u>280,007</u>

#### 純資産

ドル 15,370,175

#### 純資産の内訳:

払込資本金	ドル	13,915,256
分配可能利益		1,454,919
純資産	ドル	<u>15,370,175</u>

#### 純資産

クラスA ドル 15,370,175

#### 発行済み受益証券数

クラスA 10,540,629

1口当たりの純資産および発行価格

クラスA

ドル

1.46

## ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドL (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

### 損益計算書

2011年9月20日(業務開始日)から2012年2月29日までの期間  
(米ドル建て)

<b>投資収益</b>		
その他の収益	ドル	26
<b>費用</b>		
投資運用会社報酬		26,849
専門家報酬		17,500
受託会社報酬		4,987
管理会社報酬		4,064
名義書換代理報酬		2,589
設立費		1,863
保管報酬		1,571
登録料		9
<b>費用合計</b>		<u>59,432</u>
<b>純投資損失</b>	ドル	<u>(59,406)</u>
<b>実現益および評価益(実現損および評価損):</b>		
<b>純実現益(損):</b>		
原ファンドの売却	ドル	358,526
為替取引および為替先物契約		(4,832)
<b>純実現益</b>		<u>353,694</u>
<b>評価益(損)の純変動:</b>		
原ファンドへの投資		1,333,200
為替取引および為替先物契約		170
<b>評価益の純変動</b>		<u>1,333,370</u>
<b>実現益および評価益</b>		<u>1,687,064</u>
<b>業務活動の結果生じた純資産の増加</b>	ドル	<u>1,627,658</u>

## ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドL (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

### 純資産変動計算書

2011年9月20日(業務開始日)から2012年2月29日までの期間  
(米ドル建て)

## 業務活動の結果生じた純資産の増加(減少)

純投資損失	ドル	(59,406)
純実現益		353,694
評価益の純変動		1,333,370
<b>業務活動の結果生じた純資産の増加</b>		<b>1,627,658</b>

受益者への分配		(172,739)
当ファンドの受益証券取引の結果生じた純資産の純増		13,915,256
純資産の純増		15,370,175

## 純資産

期首		-
期末	ドル	15,370,175

## クラスA

## 当ファンドの受益証券取引:

受益証券取引		
口数		
発行	15,509,416	
分配金の再投資	128,685	
買戻し	(5,097,472)	
<b>受益証券の純変動</b>	<b>10,540,629</b>	

金額		
発行	ドル	20,709,689
分配金の再投資		172,739
買戻し		(6,967,172)
<b>当ファンドの受益証券取引の結果生じた純増</b>	<b>ドル</b>	<b>13,915,256</b>

## ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドL (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

## 財務ハイライト

2011年9月20日（業務開始日）から2012年2月29日までの期間  
(米ドル建て)

## 選別された1口当たりデータ:

純資産価額、期首 <sup>2</sup>	ドル	1.31
純投資損失 <sup>1</sup>		(0.01)
投資による純実現/評価益		0.18
投資活動からの総収益		0.17
受益者への分配		(0.02)
<b>純資産価額、期末</b>	<b>ドル</b>	<b>1.46</b>

総利回り<sup>3</sup> 12.77%

期末純資産 15,370,175 ドル  
平均純資産に対する費用比率<sup>4</sup> 0.94%

平均純資産に対する純投資損失比率<sup>4</sup> (0.94)%<sup>1</sup>当期間における平均発行済み受益証券数に基づいて計算。<sup>2</sup> 2011年9月20日から業務開始。<sup>3</sup> 1年未満の場合には年換算せず。<sup>4</sup> 専門家報酬、登録および設立費を除き、1年未満の期間は年換算。**ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドL**  
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)**キャッシュフロー計算書**2011年9月20日（業務開始日）から2012年2月29日までの期間  
(米ドル建て)**業務活動によるキャッシュフロー：**業務活動から生じた純資産の純増 ドル 1,627,658

業務活動から生じた純資産の純増を業務活動で支出した（使用した）純現金と一致させる調整：

原ファンドの購入	(20,700,581)
原ファンドの売却による手取り金	7,101,042
投資による純実現益（損）	(358,526)
原ファンドの投資による評価益の純増	
ファンドおよび為替先物契約	(1,331,018)
売却済み投資の未収金の（増加）	(249,284)
その他資産の（増加）	(37,173)
未払費用の増加	32,233
業務活動で使用された純現金	(13,915,649)

**財務活動で生じた（使用された）キャッシュフロー：**

買戻し可能受益証券発行による代わり金	20,709,689
買戻し可能受益証券買戻しによる支払い	(6,720,075)
財務活動の結果もたらされた純現金	13,989,614

**現金の純増** 73,965

期首現金残高	-
期末現金残高	ドル 73,965

ここでは含まれない非現金の財務活動は配当金172,739ドルの再投資である。

**ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドL**

## (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

## 投資明細表

2012年2月29日

(米ドル建て)

原ファンドへの投資 - 99.5%	受益証券	純資産に占める 比率	価値
Daiwa Asian Equity Fund M - Class A	134,456	99.5%	ドル 15,289,760
<b>原ファンドへの投資計 (特定された費用13,956,560ドル)</b>		<b>99.5</b>	<b>ドル 15,289,760</b>
負債を超える現金およびその他資産		0.5	80,415
<b>純資産</b>		<b>100.0%</b>	<b>ドル 15,370,175</b>

2012年2月29日時点で当ファンドは、Asian Equity Fund M の純資産の 37.12%を保有している。当ファンドの 原ファンドへの投資の公正価値の割合は当ファンドの純資産の5%を超える。

	純資産額	証券の明細	公正価値	当ファンドの 公正価値の比 例分
米ドル	2,562,739	短期投資 Danske Bank	ドル 2,562,739	ドル 951,289

## 為替先物契約

買い	カウンターパーティ	契約金額	決済日	売り	契約金額	純評価益/ (損)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	13,000,000	2012年3月5日	USD	161,196	ドル (580)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	7,000,001	2012年3月6日	USD	86,583	(97)
						ドル (677)

通貨の略称:

JPY - 日本円  
USD - 米ドル

## ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドL

(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

## 財務諸表への注記

2011年9月20日 (業務開始日)から2012年2月29日までの期間

## 1. 組織

ダイワ・アジア・エクイティ・ファンド L (以下「当ファンド」)は英国海外領土ケイマン諸島(以下「ケイマン諸島」)の法律に基づいて2011年6月17日に設立されたユニットトラスト、ダイワ・グローバル・トラスト(以下「当トラスト」)のシリーズ・トラストである。当ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて1985年に法人化された信託会社であるBrown Brothers Harriman Trust Company (Cayman)

Limited (以下「受託会社」)によってなされ、執行された2011年9月20日付の補足信託宣言に従って設立された。当ファンドは2011年9月20日に業務を開始した。

当ファンドはケイマン諸島で設立されたオープンエンド型のユニットトラストである。当ファンドはケイマン諸島の信託法(改正後)が適用され、信託証書に準拠する。

Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. (以下「投資運用会社」)が当ファンドの投資運用会社を務める。

当ファンドの投資目標はDaiwa Asian Equity Fund M (以下「原ファンド」)のクラスA受託証券への投資を通じて信託資産のキャピタルゲインの達成を追求することにある。

投資運用会社は当ファンドのために、当ファンドの実質的にすべての資産を原ファンドのクラスA受託証券に投資する。

原ファンドの投資目標はアジア(除く日本)の取引所に上場された高いインカムゲインとキャピタルゲインが期待されるアジア企業の株式証券に主として投資することによって高いトータルリターンを追求することにある。

## 2. 重要な会計方針

以下は、当ファンドが米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「U.S. GAAP」)に準拠して財務諸表を作成する際に常に従っている重要な会計方針の要約である。U.S. GAAPに準拠した財務諸表の作成は、財務諸表の中で報告される金額と開示に影響を与える見積りと前提を経営者が行うことを求めている。実際の結果はこれらの見積りとは違って来る可能性がある。

### (A) 受益証券の純資産価額の決定

当ファンドの受益証券1口当たりの純資産価額は、当ファンドの純資産価額(「純資産価額」は総資産価額から未払報酬および未払費用を含めた総負債を引いた額)をその時点の当ファンドの発行済み受益証券口数で割って算出される。Brown Brothers Harriman & Co. (以下「管理会社」)が各取引日の業務終了時に当ファンドの純資産価額を計算する。取引日とはニューヨークと日本の銀行、ならびにシンガポール証券取引所と香港証券取引所が営業しているすべての日、または受託会社が適宜決定するその他の日(以下「取引日」)を意味する。

### (B) 公正価値の測定

U.S. GAAP に基づく公正価値の測定および開示についての権威ある指針に従って、当ファンドは公正価値を測定するのに利用する評価技法へのインプットを優先順位付けした階層によって投資の公正価値を開示している。同階層は同一の資産または負債のための活発な市場における調整前の相場価格に基づいた評価(レベル1測定)に最も高い優先順位を置いており、最も低い優先順位は評価のために重要な観測不能のインプットに基づく評価(レベル3測定)に置かれている。同指針は公正価値階層の以下の3つのレベルを設定している。

- レベル1 - 当ファンドが測定日にアクセス可能な同一の投資の活発な市場における調整前の相場価格を反映するインプット。
- レベル2 - 相場価格以外で、資産または負債のために直接的または間接的に観測可能なインプットで、これには活発とはみなされない市場のインプットが含まれる。
- レベル3 - 観測不能なインプット。

インプットは様々な評価技法を適用する上で使用され、リスクをめぐる前提を含め、市場参加者が評価を決めるのに利用する前提として広く参照される。インプットには価格情報、特定の、および広範な信用データ、流動性統計、ならびにその他の要素が含まれる。公正価値階層内での金融商品のレベルは、公正価値の測定にとって重要な最低水準のインプットをベースに決定される。しかしながら、何が「観測可能」を構成するかについての決定は投資運用会社による重要な判断を必要とする。受託会社は、観測可能なデータとは、す

ぐに入手可能で、定期的に配信または更新され、信頼でき、かつ検証可能で非専有的なデータで、関連市場に積極的に関与する独立のソースから提供されるもの、とみなしている。階層内での金融商品の分類は同商品の価格の透明性に基づくものとなり、同商品への投資のリスクに対する受託会社の受け止め方に相応するものとは必ずしもならない。

**投資対象。** 活発な市場における相場価格に基づいて評価され、従ってレベル 1 に分類される投資対象には通常、特定の米政府およびソブリン債務と特定の金融市場証券が含まれる。受託会社はこうした商品について、たとえ当ファンドが大きなポジションを保有し、それを売却すれば相場価格にかなりの影響を与える恐れがある状況においても、相場価格を調整しない。

活発とはみなされない市場で取引されるが、市場相場価格、ディーラー相場、あるいは観測可能なインプットでサポートされる代替価格ソースに基づいて評価される投資対象は、レベル 2 に分類される。これらには通常、投資適格等級の社債が含まれる。レベル 2 の投資対象には、活発な市場では取引されていないか、あるいは譲渡制限を受けているポジションが含まれるため、価額は、一般的に入手可能な市場情報に基づく流動性不足ないしは譲渡困難性を反映して、調整される場合がある。原ファンドへの投資は各取引日の終値による純資産価額に基づく公正価値で評価される。2012年2月29日時点では当ファンドの原ファンドへの投資はレベル2のインプットに基づいて評価された。2012年2月29日時点で原ファンドが保有する投資対象とデリバティブはそれぞれレベル1のインプットとレベル2のインプットに基づいて評価された。

**デリバティブ商品。** デリバティブ商品は、取引所で取引できるか、あるいは店頭（以下「OTC」）取引で非公開で売買される。先物契約や上場オプション契約といった取引所上場デリバティブは通常、活発に取引されているとみなされるかどうかによって、公正価値階層のレベル 1 かレベル 2 に分類される。

為替先物契約を含むOTCデリバティブは、入手可能で信頼できるとみなされるときはいつでも、受託会社がカウンターパーティ、ディーラーまたはブローカーから受け取る相場などの観測可能なインプットを使用して評価する。モデルが利用される事例においては、OTCデリバティブの価額は同商品の契約条件と固有のリスク、ならびに観測可能なインプットの入手可能性と信頼性によって決まる。こうしたインプットには、参照証券の相場価格、イールドカーブ、クレジットカーブ、ボラティリティ計測値、期限前償還率、ならびにこれらのインプットの相関関係が含まれる。包括的為替先物契約、スワップ、オプションなどの特定のOTCデリバティブは、一般的に市場データによって裏付けすることができるインプットを有するため、レベル 2 に分類される。

流動性が少ないか、あるいはインプットが観測不能なOTCデリバティブはレベル 3 に分類される。これらの流動性の低いOTCデリバティブの価額評価にレベル 1 ないしレベル 2 のインプットを一部利用することができるが、それらもまた、公正価値の決定にとって重要とみなされる他の観測不能なインプットを含んでいる。いずれの測定日においても、受託会社はレベル 1 とレベル 2 のインプットを、観測可能なインプットを反映させてアップデートする。ただし、それに伴う利得と損失は、観測不能なインプットの重要性のため、レベル 3 内で反映される。

以下の表は貸借対照表に記載された2012年2月29 日時点の金融商品の評価額を表題別および評価階層内のレベル別に示したものである\*。

原ファンドへの投資	(調整前) 同一の投資 対象に対する 活発な市場の相場価格 (レベル 1)		重要でその他の 観測可能な インプット (レベル 2)		重要で 観測不能な インプット (レベル 3)		2012年2月29日時点の公正 価値	
Daiwa Asian Equity Fund M - Class A	ドル	-	ドル	15,289,760	ドル	-	ドル	15,289,760
<b>原ファンドへの投資計</b>	<b>ドル</b>	<b>-</b>	<b>ドル</b>	<b>15,289,760</b>	<b>ドル</b>	<b>-</b>	<b>ドル</b>	<b>15,289,760</b>

**金融デリバティブ商品\*\*****負債**

為替先物契約	ドル	-	ドル	(677)	ドル	-	ドル	(677)
--------	----	---	----	-------	----	---	----	-------

\* 有価証券の分類について、さらに情報が必要な場合は、投資明細表を参照のこと。

\*\* 金融デリバティブ商品には為替先物契約の評価益/評価損が含まれている。

2012年2月29日に終了した会計期間においては、レベル1、レベル2、およびレベル3 間の移転は何もなかった。当ファンドは各レベル間で移転する投資対象を会計期末時点で計算している。

**(C) 投資取引と投資収益**

原ファンドの買付けと売却は、財務報告の目的上、取引日現在で記録される。利益および損失は個別法によって報告される。原ファンド投資資金からのインカムまたは実現利益の分配は配当権利落ち日に記録される。原ファンドによる資本収益の分配は投資コストの減少として記録される。

**(D) 分配方針**

受託会社は投資運用会社に対して受益者に分配を行う権限を委任した。分配金は、当期の純投資収益、純実現資本利得および純評価資本利得、ならびにファンドの元本から支払われる。

これに従って投資運用会社は2011年12月に始まる各月の7日現在（もし7日が営業日ではない場合はその前営業日）の登録受益者に対して同8日（もし8日が営業日ではない場合はその翌営業日）に月次分配金を支払う方針である。

分配金は自動的に再投資され、手取金は各受益者の投資口座に反映される。

当ファンドの分配方針は投資運用会社が受託会社と協議し、受益者の了承を得て適宜変更することができ、当ファンドのインカムと利益は、そのすべてを当ファンドに再投資することができる。従って当ファンドへの投資は財務上あるいは税務対策の目的のために当期利回りを追求する投資家には不適切となる場合がある。

**(E) 現金と外貨**

当ファンドの機能通貨と報告通貨は米ドル（以下「機能通貨」）である。外国有価証券、保有通貨、およびその他の資産と負債の公正価額は、各営業日現在の為替レートに基づいて当ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変化に伴う保有通貨およびその他の資産ならびに負債の価値の変動は未実現為替差損益として記録される。投資有価証券の実現損益および評価損益、ならびに収益と費用は、それらの取引の実行日と報告日に、それぞれ換算される。外貨の為替レートの変化が有価証券およびデリバティブへの投資に与えた影響は、損益計算書の中で相場価格およびこれら証券の価値の変動による影響とは別扱いされず、純実現損益および評価損益の中に含まれる。

**(F) 為替先物契約**

当ファンドは有価証券の一部または全部に関連した通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券の購入または売却の決済に関連して為替先物契約を結ぶことができる。為替先物契約は将来の一定の日に特定の価格で通貨を売り買いするために 2 当事者間で結ばれる契約である。為替先物契約の公正価値は外国通貨の為替レートの変化に従って変動する。為替先物契約は日次ベースで時価評価され、評価額の変化は当ファンドによって評価損益として記録される。契約を開始した時点とクローズした時点との契約の評価額の差異に相当する実現損益は、通貨の引き渡しまたは受け取り

の際に記録される。これらの契約は貸借対照表に反映された評価損益を超える市場リスクを伴う場合がある。これに加えて当ファンドは、もしカウンターパーティが契約の条件を満たせなかったり、あるいは通貨価値が基準通貨に不利に変化した場合には、リスクにさらされる恐れがある。当ファンドはまた、日本円の投資家に対する為替リスクをヘッジする目的で為替先物契約を結ぶことも認められている。

### 3. 原ファンド

以下の情報は2012年2月29日付の原ファンドの監査済み財務諸表から引用したもので、2012年2月29日現在の原ファンドの情報と合致している。

#### 3.1 原ファンドの組織

Daiwa Asian Equity Fund M (以下「当ファンド」)は英国海外領土ケイマン諸島(以下「ケイマン諸島」)の法律に基づいて2011年6月17日に設立されたユニットトラスト、ダイワ・グローバル・トラスト(以下「当トラスト」)のシリーズ・トラストである。当ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて1985年に法人化された信託会社であるBrown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited (以下「受託会社」)によってなされ、執行された2011年9月20日付の補足信託宣言に従って設立された。当ファンドは2011年9月20日に業務を開始した。

当ファンドはケイマン諸島で設立されたオープンエンド型のユニットトラストである。当ファンドはケイマン諸島の信託法(改正後)が適用され、信託証書に準拠する。

Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. (以下「投資運用会社」)が当ファンドの投資運用会社を務める。

当ファンドは現在クラスA(現地通貨クラス)とクラスB(米国ヘッジ・クラス)の2つの受益証券クラスを提供している。

#### 3.2 原ファンドの重要な会計方針

以下は、当ファンドが米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「U.S. GAAP」)に準拠して財務諸表を作成する際に継続的に従っている重要な会計方針の要約である。U.S. GAAPに準拠した財務諸表の作成は、財務諸表の中で報告される金額と開示に影響を与える見積りと前提を経営者が行うことを求めている。実際の結果はこれらの見積りとは違ってくる可能性がある。

##### (A) 受益証券の純資産価額の決定

当ファンドの受益証券1口当たりの純資産価額は、当ファンドの純資産価額(「純資産価額」は総資産価額から未払報酬および未払費用を含めた総負債を引いた額)をその時点の当ファンドの発行済み受益証券口数で割って算出される。Brown Brothers Harriman & Co. (以下「管理会社」)が各取引日の業務終了時に当ファンドの純資産価額を計算する。取引日とはニューヨークと日本の銀行、ならびにシンガポール証券取引所と香港証券取引所が営業しているすべての日、または受託会社が適宜決定するその他の日(以下「取引日」)を意味する。

受益証券の価格はすべての目的上、米ドル(以下「機能通貨」)で計算され、支払われる。

(B) 証券評価。純資産価額計算の目的上、市場相場が容易に入手できるポートフォリオ有価証券とその他の資産は公正価値で計上される。公正価値は一般的に、こうした証券の主たる市場である取引所において最後に報告された売却価格、もしくは売却が報告されない場合は、相場報告システム、確立されたマーケットメーカー、または独立のプライシング・サービスから入手した相場価格に基づいて決定される。独立のプライシング・サービスから入手する価格は、マーケットメーカーから提供される情報、または同様の特徴を持つ投資対象または有価証券に関連した利回りデータから取得される市場価額の見積りを利用している。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資対象は、プライシング・サービスから取得した為替レートを使用して機能通貨に換算される。この結果、当ファンドの受益証券の純資産価額は機能通貨に対する諸通貨価値の変動によって影響を受ける場合がある。米国以外の市場で取引されるか、あるいは機能通貨以外の通貨

建ての証券の価額は、ニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」）が休場の日に大きく影響を受ける可能性があり、また、純資産価額は投資家が受益証券を購入、買戻し要請、あるいは交換することができない日に変動する場合もある。

市場相場価格がすぐには入手できない有価証券およびその他の資産は、受託会社が投資運用会社からのアドバイスに従って誠実に決定した公正価値によって評価される。受託会社は市場相場価格がすぐには入手できない状況における有価証券およびその他の資産を評価するための複数の手法を採用してきた。例えば、日々の市場相場価格がすぐには入手できない特定の有価証券または投資対象は、受託会社が確立した指針に従って、他の証券や指数を参照して評価される場合がある。

市場相場価格は、当ファンドの証券または資産の価額に重要な影響を及ぼす事象が当該市場の引けた後に、しかしNYSEが引ける前に起こる場合を含めて、現在の、あるいは信頼できる市場ベースのデータ（例えば売買情報、売買気配値情報、ブローカー相場価格）が存在しない状況において、すぐには入手できないとみなされる。これに加えて、有価証券が取引される取引所または市場が特別の状況のため終日取引が行われず、他の市場相場価格も入手できないときには、市場相場価格はすぐには入手できないとみなされる。投資運用会社またはその代理人は当ファンドの有価証券または資産の価額に重大な影響を与える可能性のある重要な事象を監視し、適切な証券または資産の価額をこうした重要な事象に照らして再評価すべきかどうかを決める責任を持つ。

あるファンドが純資産価額を決定するために公正価値を使用するときには、有価証券は主に取引される市場の相場をベースにするのではなく、受託会社またはその指示の下に行動する人物が公正価値を正確に反映していると信じる別の手法によって価格を決めることができる。公正価値による価格決定は証券の価値についての主観的な判断を必要する場合がある。当ファンドの方針は、価格決定時点の証券の価値を公正に反映したファンドの純資産価値の計算をもたらすことを意図しているが、当ファンドは投資運用会社またはその指示の下に行動する人物によって決定された公正価値が、もし証券が価格決定の際に処分される場合（例えば強制競売または清算売却の際）に同証券から得られる価格を正確に反映したものとなるのを保証することはできない。あるファンドが使用する価格が、証券を売却した場合に実現する価値と異なったものとなり、その差異が財務諸表にとって重要なものになる場合がある。

### (C) 有価証券取引と投資収益

有価証券取引は財務報告の目的上、取引日現在で記録される。発行条件付取引または遅延受渡しベースで購入しないし売却された証券は、取引日の1カ月ないしそれ以上後に決済される場合がある。売却証券からの実現利益および損失は個別法によって記録される。配当収益は配当権利落ち日に記録される。ただし配当権利落ち日を超えてしまう場合がある外国証券からの特定の配当は例外で、その場合は当ファンドが配当権利落ち日を通知を受け次第配当収益が記録される。金利収益はディスカウントの増価とプレミアムの償却を調整したあと発生主義ベースで記録される。投資収益は外国税額を差し引いて記録される。

### (D) 配分方針

受託会社は投資運用会社に対して、受益者に分配を行う権限を委任した。しかしながら当ファンドから分配を行う意図はない。

当ファンドの配分方針は適宜変更する場合があり、ファンドの利得および収益のすべてが当ファンドに再投資される可能性がある。従って、当ファンドへの投資は財務上あるいは税務対策の目的のために当期利回りを追求する投資家には不適切となる場合がある。

### (E) 現金と外貨

外国証券、保有通貨、およびその他の資産と負債の公正価値は各営業日現在の為替レートに基づいて当ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変化に伴う保有通貨およびその他の資産ならびに負債の価値

の変動は為替評価差損益として記録される。投資有価証券の実現損益および評価損益、ならびに収益と費用は、それらの取引の実行日と報告日に、それぞれ換算される。外貨の為替レートの変化が有価証券およびデリバティブへの投資に与えた影響は、損益計算書の中で相場価格およびこれら証券の価値の変動による影響とは別扱いされず、純実現損益および評価損益の中に含まれる。

### (F)為替先物契約

当ファンドは有価証券の一部または全部に関連した通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券の購入または売却の決済に関連して為替先物契約を結ぶことができる。為替先物契約は将来の一定の日に特定の価格で通貨を売り買いするために 2 当事者間で結ばれる契約である。為替先物契約の公正価値は外国通貨の為替レートの変化に従って変動する。為替先物契約は日次ベースで時価評価され、評価額の変化は当ファンドによって評価損益として記録される。契約を開始した時点とクローズした時点との契約の評価額の差異に相当する実現損益は、通貨の引き渡しまたは受け取りの際に記録される。これらの契約は貸借対照表に反映された評価損益を超える市場リスクを伴う場合がある。これに加えて当ファンドは、もしカウンターパーティが契約の条件を満たせなかったり、あるいは通貨価値が基準通貨に不利に変化した場合には、リスクにさらされる恐れがある。当ファンドはまた、日本円の投資家に対する為替リスクをヘッジする目的で為替先物契約を結ぶことも認められている。

### 3.3 原ファンドの財務諸表

以下は2012年2月29日時点の原ファンドの貸借対照表である。

(米ドル建て)

#### 資産

有価証券への投資、時価 (費用 38,919,556ドル)	ドル	43,177,670
現金		25
外貨、時価 (費用1,947,673ドル)		1,953,926
未収:		
売却済みの投資		520,332
配当		92,758
その他資産		14,589
為替先物契約による評価益		11,198
資産合計		<u>45,770,498</u>

#### 負債

為替先物契約による評価損		134,487
未払い:		
購入済みの投資		2,358,040
買戻し済みの受益証券		2,031,633
専門家報酬		32,000
保管報酬		22,626
名義書換代理報酬		3,865
負債合計		<u>4,582,651</u>

#### 純資産

ドル 41,187,847

#### 純資産の内訳:

払込資本	ドル	36,847,362
分配可能利益		4,340,485
純資産	ドル	<u>41,187,847</u>

#### 純資産

クラス A	ドル	15,289,760
クラス B		<u>25,898,087</u>

ドル	41,187,847
----	------------

**発行済み受益証券数**

クラス A	134,456
クラス B	231,406

**1口当たり純資産および発行価格**

クラス A	ドル	113.72
クラス B	ドル	111.92

以下は原ファンドの2011年9月20日(業務開始日)から2012年2月29日までの期間の損益計算書である。  
2012年2月29日に終了した期間の当ファンドによる原ファンドの平均保有率は35.82%だった。  
(米ドル建て)

**投資収益**

配当収益(外国税控除後23,127ドル)	ドル	238,265
その他収益		468
投資収益合計		238,733

**費用**

保管報酬	57,566
専門家報酬	32,000
名義書換代理報酬	6,922
設立費	994
登録料	9
費用合計	97,491

**純投資収益**

ドル	141,242
----	---------

**実現益および未実現益(実現損および未実現損):****実現益(損):**

有価証券への投資	ドル	193,849
為替取引および為替先物取引		(135,056)
純実現益		58,793

**評価益(損)の純変動:**

有価証券への投資	4,258,114
為替取引および為替先物取引	(117,664)
評価益の純変動	4,140,450

**純実現益および純評価益**

4,199,243
-----------

**業務活動から生じた純資産の増加**

ドル	4,340,485
----	-----------

以下は原ファンドの2011年9月20日(業務開始日)から2012年2月29日までの期間の純資産変動計算書である。

(米ドル建て)

クラスA

クラス B

**当ファンドの受益証券取引**

口数					
発行		201,826		388,103	
買戻し		(67,370)		(156,697)	
<b>受益証券の純変動</b>		<b>134,456</b>		<b>231,406</b>	
金額					
発行	ドル	20,700,581	ドル	39,647,190	
買戻し		(7,101,042)		(16,399,367)	
<b>当ファンドの受益証券取引の結果生じた純増</b>	ドル	<b>13,599,539</b>	ドル	<b>23,247,823</b>	

以下は原ファンドの2011年9月20日（業務開始日）から2012年2月29日までの期間の財務ハイライトである。

（米ドルで表示）

選別された1口当たりデータ：

	クラスA <sup>2</sup>		クラスB <sup>2</sup>	
	ドル		ドル	
純資産価額、期首		100.00		100.00
純投資収益 <sup>1</sup>		0.40		0.42
投資による純実現/評価益		13.32		11.50
投資活動からの総収益		13.72		11.92
純資産価額、期末	<b>ドル</b>	<b>113.72</b>	<b>ドル</b>	<b>111.92</b>
総利回り <sup>3</sup>		13.72%		11.92%
期末純資産	ドル	15,289,760	ドル	25,898,087
平均純資産に対する費用比率 <sup>4</sup>		0.53%		0.49%
平均純資産に対する純投資収益比率 <sup>4</sup>		0.99%		1.02%

<sup>1</sup> 当期間における平均発行済み受益証券数に基づいて計算。

<sup>2</sup> 2011年9月20日から業務開始。

<sup>3</sup> 1年未満の場合には年換算せず。

<sup>4</sup> 専門家報酬、登録および設立費を除き、1年未満の期間は年換算。

#### 4. デリバティブ商品

ASC 815-10-50 はデリバティブ商品およびヘッジ活動に関する情報開示を義務付けている。それは当ファンドが、a) 事業体がどのような形でなぜデリバティブ商品を利用するのか、b) デリバティブ商品および関連ヘッジ商品はどのように会計処理されるのか、c) デリバティブ商品および関連ヘッジ商品は事業体の財政状態、財務業績、およびキャッシュフローにどのような影響を与えるのか を開示することを求めている。

当ファンドが保有している為替先物契約は経済的なヘッジ目的として利用されているが、これらのデリバティブはASC 815 の要件の下では会計目的のためのヘッジ商品としては適格ではない。これらのデリバティブ商品の公正価値は、貸借対照表に含まれ、公正価値の変化は損益計算書の中で実現損益、または評価損益のネットの変化として反映される。

2012年2月29日時点で当ファンドが締結しているデリバティブ契約：

表示箇所	為替先物契約
負債デリバティブ	

為替先物契約の評価損 (677)ドル

## 2012年2月29日で終了する期間の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

表示箇所	為替先物契約
<b>業務活動の結果生じたと認識されるデリバティブの実現損</b>	
為替先物契約における純実現損	(125,274)ドル
<b>業務活動の結果生じたと認識されるデリバティブの評価損の変動</b>	
為替先物契約の純評価損	(677)ドル

2012年2月29日に終了した期間における為替先物契約の月間平均契約額は713,452米ドルだった。当ファンドは適宜結ばれる相対デリバティブ・外国為替契約を管理する国際スワップデリバティブ協会（ISDA）マスターアグリーメント（以下「マスターアグリーメント」）を特定のカウンターパーティとの間で採用している。マスターアグリーメントには、中でも両当事者の一般的責務、表明、合意、担保要件、デフォルトの事象、ならびに契約の早期終了に関する条項を含めることができる。

担保要件は当ファンドの各カウンターパーティとのネット・ポジションに基づいて決められる。担保は現金または米政府ないし同関連機関が発行する債務証券、または当ファンドと適用可能なカウンターパーティによって合意されたその他の証券の形をとることができる。特定のカウンターパーティに関しては、マスターアグリーメントの条件に従って、当ファンドのために差し入れられた担保は、当ファンドの保管会社によって分離口座に保管され、売却または再差し入れが可能な額に関しては投資有価証券明細表の中に提示される。当ファンドが誓約した担保は当ファンドの保管会社によって分離保管され、投資明細表の中で確認される。当ファンドに適用可能な契約終了イベントは、当ファンドの純資産が一定の期間にわたって特定の閾値以下にまで低下した場合に起こり得る。

カウンターパーティに適用可能な契約終了の事象は、カウンターパーティの信用格付けが特定の水準以下にまで低下した時に起こる場合がある。そうしたいずれのケースにおいても、それが起こった場合には、相手方の当事者は契約を早期終了し、すべてのデリバティブおよび外国為替契約の残高を、契約終了当事者によって合理的に決められたすべての損失およびコストの支払いを含め、決済することを選択できる。当ファンドのカウンターパーティの1社ないし複数の社が契約の早期終了を決めれば、ファンドの将来のデリバティブ活動に影響を与える可能性がある。

## 5. 受益証券

2012年2月29日現在、すべての発行済み受益証券は1受益者によって保有されている。

### (A) 受益証券の当初購入申込み

受益者による自己勘定での受益証券購入は、受益者が当ファンドの資産に対して不可分の受益権を有することを意味する。共同受益者は対応する共同受益権を保有する。

最低当初購入申込み額は1口当たり100,000円の価格で10,000,000円となる。すべての受益者は購入申込みを完了しなければならない。

購入申込みは取り消しすることはできない。申込み期限後に受けたいかなる購入申込みも、次回の購入申込み日における受益証券購入の要請として処理される。

受託会社は受益者に対して、初回購入申込み日のあと可及的速やかに発行される受益証券の数量を通知する。

## (B) その後の受益証券の購入申込み

受益証券の当初発行後は、適格投資家はその後のいかなる申込み日においても、受益証券1口当たり純資産価額に等しい適切な申込み価格で受益証券の購入を申込みすることができる。受益証券の申込み価格は1口当たり1円に等しいかそれを上回るものとなる。

受益証券購入のためのすべての支払いは日本円で行われる。受託会社はいかなる理由によっても、理由を示すことなしにいかなる購入申込みに対してもそれを拒否することができる。

購入申込みは取り消しすることはできない。申込み期限後に受けたいかなる購入申込みも、次回の購入申込み日における受益証券購入の要請として処理される。

受託会社は受益者に対して、それぞれの購入申込み日のあと可及的速やかに発行される受益証券の数量を通知する。

## (C) 受益証券の譲渡

受益者は受託会社の事前の書面による承認がある場合にのみ、保有受益証券を譲渡することができる。受託会社による係る承認は不合理に差し止められたり、遅延されてはならない。

受益証券のいかなる譲渡も、それが当ファンドの受益者登録簿に記載されるまでは、受託会社および受益者に対して有効で拘束力のあるものとはならない。

## (D) 買戻し

各受益者は受託会社または正当に指定されたその代理人に対して、保有受益証券の全部または一部を、適切な買戻し日の1口当たり純資産価額に等しい適切な買戻し価格で買戻すことを求める買戻し通知を出すことができる。各受益者はその受益証券を0.01口に等しいかそれを上回る数か、あるいは1円に等しいか、それを上回る買戻し価格ベースのどちらかで保有受益証券の買戻しを求めることができる。

買戻し通知は取り消しすることができない。申込み可能期限以後に受けた買戻し通知は次回の買戻し日に受益証券を買戻す申込みとして処理される。

買戻し代り金の送金（送金費用を控除）は、一般的には申込み可能買戻し日を含めて5営業日以内に（利息なしで）電信送金によって機能通貨で実行される。

いかなるクラスの受益証券買戻しに関連した受益者への支払額も現金で支払われる。

支払いは受益者が要請できる申込み可能な他の通貨によっても行うことができる。ただしこれはいかなる外国為替コストもそうした受益者に対する支払額から控除されることが条件となる。こうした買戻し代り金は実際の支払いの前に金利はつかない。

## 6. 市場リスクと信用リスク

当ファンドは通常の業務において金融商品を取引し、市場の変動（市場リスク）、または取引の他の当事者の義務不履行（信用リスク）による潜在的損失のリスクが存在する金融取引を行っている。信用リスクと類似した形で当ファンドはカウンターパーティ・リスク、すなわち、決済が済んでおらず、継続中の取引を行っている機関または他の事業体がデフォルト（債務不履行）に陥るリスクにさらされる場合がある。損失額は、財務諸表に金融資産として記載されている金額を上回る可能性がある。当ファンドを信用リスクにさらす可能性のある金融資産は、主としてカウンターパーティから支払われるべき現金、投資対象、ならびにデリバティブ契約に係る評価益で構成される。これらの金融資産に関する信用リスクおよびカウンターパーティ・リスクへのエクスポージャーの規模は、当ファンドの貸借対照表に記載されたそれらの簿価と近似する。

## 7. 保証と補償

当ファンドの設立文書に基づき、特定の当事者（受託会社および投資運用会社を含む）は当ファンドに対する義務の履行から生じ得る一定の負債に対して補償される。それに加えて、通常の業務過程において、当ファンドは様々な補償条項を含む契約を結んでいる。これらの取決めに基づく当ファンドの最大限のエクスポージャーがどの程度なのかは、当ファンドに対してなされ得る、まだ生じていない将来の請求が含まれるものであるため、不明である。しかしながら、当ファンドはこれらの契約に基づく補償請求や損失はこれまで何も受けていない。

## 8. 所得税

当ファンドは課税上の地位に関してケイマン諸島法に従っている。ケイマン諸島の現行法により、利益、収益、利得または評価益に対して税金は課せられず、また、遺産税や相続税という性格を持ついかなる税金も課せられない。当トラストを構成する資産、または当トラストの下で生じる収益に対しても税は課されない。また、当該資産または収益に関し、受益者に対して税金は適用されない。当トラストまたはいずれのファンドによる分配金に対しても、あるいは受益証券の買戻しに伴う純資産価額（NAV）の支払いに対しても、源泉徴収税は何も適用されない。この結果、財務諸表の中で所得税の引当は何もなかった。

当ファンドは全般的に、米国連邦所得税の目的上、米国で取引または事業に従事しているとみなされないように、その活動を実施することを意図している。特に当ファンドは、1986年内国歳入法（改訂後）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを意図している。同法に基づき当ファンドは、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティーに限定される場合には、当該事業に従事しているとはみなされない。もし当ファンドの収益のどれも当ファンドの米国における取引または事業と実質的に関連していない場合でも、当ファンドが米国を源泉として得る特定のカテゴリーの収益（配当金および特定の種類の金利収益を含む）は30%の米国の税金が課され、この税金は一般的に当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性に対する会計処理と開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会 - 会計基準成文化740）は、受託会社に対して、当ファンドの税務ポジションが、関連する不服申立てまたは訴訟手続きの解決を含めて、税務調査の際に支持される可能性の方が高いかどうかの判断を、同ポジションの技術上のメリットに基づいて決めることを求めている。この支持される可能性の方が高いという基準を満たす税務ポジションについては、財務諸表の中で認識される税金金額は関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%を超える最大ベネフィットが減額される。受託会社は当ファンドの税務ポジションを審査し、財務諸表の中で税金の引当ては必要ないと判断した。不確実な税務ポジションに関連した利息またはペナルティーは現在何も存在しない。

2012年2月29日現在、時効に係る法令に基づき、引き続き主要な税務管轄の調査対象となっている税務年度は当ファンドの業務開始から現在に至るまでの期間である。

## 9. 報酬および費用

当ファンドは管理、保管、運用、名義書換代理報酬ではカバーされない、ファンドの営業に関連したその他の費用を負う場合がある。そうした費用には政府関係費用、仲介費用、手数料およびその他の証券取引費用、金利費用を含む資金借入費用、訴訟コストと補償経費を含めた特別経費、ファンド設立費、ならびに監査経費が含まれ、それらだけに限定されない。費用項目は発生主義ベースで記録される。

### (A) 管理および会計報酬

管理会社は総資産額および取引量に基づいて月次ベースで計算され、支払われる報酬を受け取る。管理会社は月間3,750米ドルを下限とすることを条件に、全資産の0.06%の年間報酬を受け取る。2012年2月29日に終了した期間に管理会社が稼得した報酬と期末時点での管理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

## (B) 保管報酬

受託会社はBrown Brothers Harriman & Co. (以下「保管会社」)との間で保管契約を結び、同契約に基づき保管会社は決済されたポジションの0.01%に相当する年間保管料と取引ベースの手数料を受け取る。2012年2月29日に終了した期間に保管会社が稼得した報酬と期末時点での保管会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

## (C) 受託会社報酬

受託会社は当ファンドの日常的な運営の責任を負うことに同意し、年間最低報酬を15,000米ドル、それより短い期間では比例配分とすることを条件に、総資産の0.02%に相当する年間報酬を受け取る。報酬は月次ベースで計算され、後払いで支払われる。受託会社は当ファンドの設立に当たって10,000米ドル、終了に際して10,000米ドルを受け取る。2012年2月29日に終了した期間に受託会社が稼得した報酬と期末時点での受託会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

## (D) 名義書換代理報酬

受託会社はBrown Brothers Harriman & Co. (以下「名義書換代理会社」)との間で名義書換代理契約を結び、それに基づき名義書換代理会社は資産の0.01%に相当する年間報酬と1取引当たり10米ドルの取引手数料を受け取る。2012年2月29日に終了した期間に名義書換代理会社が稼得した報酬と期末時点での名義書換代理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

## (E) 投資運用会社報酬

投資運用会社報酬は月次ベースで計算され、後払いで支払われる。投資運用会社は総資産の0.52%を年間報酬として受け取る。2012年2月29日に終了した期間に投資運用会社が稼得した報酬と期末時点での投資運用会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

## 10. 会計関係の最近の公告

2011年5月に米財務会計基準審議会(以下「FASB」)は会計基準書アップデート第2011-04号「公正価値の測定および開示(トピック820)-U.S. GAAP およびIFRSの共通公正価値測定および開示規定を達成するための改訂」(以下「ASU 2011-04」)を公表した。ASU 2011-04は既存の公正価値測定基準の適用を明確化、公正価値の測定に関連した幾つかの原則を修正し、公正価値測定に関する追加的開示を求めている。

同指針は公正価値測定における最有効使用および評価の前提という概念が非金融資産の公正価値測定に対してだけ適切で、金融資産および負債の公正価値の測定に対しては適切ではないことを明示している。新しい指針の下では、要求される開示が拡大され、特にレベル3の公正価値階層に分類される公正価値測定については、使用される観測不能なインプットについての定量的な情報と採用された評価プロセスの説明が要求されている。

ASU 2011-04は2011年12月15日以降に開始する会計年度において実施され、将来に向かって適用される。当ファンドは現在、同指針が財務諸表に与える影響を評価中である。

2011年12月にFASBは会計基準書アップデート第2011-11号「資産と負債の相殺に関する開示」を公表した。これは特定の金融商品およびデリバティブ商品に関連した相殺権の影響または潜在的影響を含め、相殺取決めによる事業体の財務ポジションに対する影響または潜在的影響を利用者が評価できるようにするための開示の向上を求めている。改訂は2013年1月1日以降に開始する会計年度に適用される。当ファンドは現在、同指針が財務諸表に与える影響を評価中である。

## 11. 後発事象

受託会社は貸借対照表日から、これら財務諸表が発表された日に当たる2012年5月25日までの期間におけるその後のすべての取引と事象を評価した。2012年3月1日から2012年5月25日までにネットで4,809,521米ド

ルの買戻しがあった。当ファンドに関連して報告すべきその後のその他の事象は何もない。

[次へ](#)

「ダイワ・マネープール・マザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

	平成24年4月23日現在	平成24年10月22日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,271,944	6,279,391
国債証券	9,999,579	9,999,589
流動資産合計	16,271,523	16,278,980
資産合計	16,271,523	16,278,980
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	1 16,264,672	16,264,672
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,851	14,308
元本等合計	16,271,523	16,278,980
純資産合計	16,271,523	16,278,980
負債純資産合計	16,271,523	16,278,980

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自 平成24年4月24日 至 平成24年10月22日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券  個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	平成24年4月23日現在	平成24年10月22日現在
1. 1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	13,000,000円	16,264,672円
同期中における追加設定元本額	4,414,444円	- 円
同期中における一部解約元本額	1,149,772円	- 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース	1,399,901円	1,399,901円
香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）豪ドルコース	789,922円	789,922円

香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース	405,924円	405,924円
香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）資源国通貨コース	369,953円	369,953円
香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）香港ドルコース	58,995円	58,995円
香港ハンセン指数ファンド（通貨選択型）日本円コース	239,977円	239,977円
ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド 現地通貨・コース（資産成長型）	4,000,000円	4,000,000円
ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース（資産成長型）	2,000,000円	2,000,000円
ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）	7,000,000円	7,000,000円
計	16,264,672円	16,264,672円
2. 本報告書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の受益権の総数	16,264,672口	16,264,672口

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成24年4月24日 至 平成24年10月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	平成24年10月22日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	平成24年4月23日現在	平成24年10月22日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	2,079	2,079
合計	2,079	2,079

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成23年12月10日から平成24年4月23日まで、及び平成23年12月10日から平成24年10月22日まで)を指しております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成24年4月23日現在	平成24年10月22日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	平成24年4月23日現在	平成24年10月22日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0004円 (10,004円)	1.0009円 (10,009円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	299 国庫短期証券	10,000,000	9,999,589	
国債証券 合計			9,999,589	
合計			9,999,589	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース（資産成長型）

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成24年4月24日から平成24年10月22日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 財務諸表

【ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース（資産成長型）】

## ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース（資産成長型）

## (1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 平成24年4月23日現在	第2期 平成24年10月22日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	6,913,569	6,715,119
投資信託受益証券	254,246,940	239,587,714
親投資信託受益証券	2,000,800	2,001,800
流動資産合計	263,161,309	248,304,633
資産合計	263,161,309	248,304,633
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	248,162	245,255
未払受託者報酬	79,719	36,254
未払委託者報酬	2,791,705	1,270,271
その他未払費用	19,847	8,978
流動負債合計	3,139,433	1,560,758
負債合計	3,139,433	1,560,758
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1 248,162,686	1 245,255,151
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	11,859,190	1,488,724
（分配準備積立金）	9,973,686	19,398,655
元本等合計	260,021,876	246,743,875
純資産合計	260,021,876	246,743,875
負債純資産合計	263,161,309	248,304,633

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期 自 平成23年10月27日 至 平成24年4月23日	第2期 自 平成24年4月24日 至 平成24年10月22日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	24,255,712	11,143,860
受取利息	5,309	1,676
有価証券売買等損益	22,992,028	19,802,086
その他収益	1 193,208	1 -
営業収益合計	47,446,257	8,656,550
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	79,719	36,254
委託者報酬	2,791,705	1,270,271
その他費用	19,847	8,978
営業費用合計	2,891,271	1,315,503
営業利益又は営業損失( )	44,554,986	9,972,053
経常利益又は経常損失( )	44,554,986	9,972,053
当期純利益又は当期純損失( )	44,554,986	9,972,053
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	35,829,855	85,542
期首剰余金又は期首欠損金( )	-	11,859,190
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,366,480	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,366,480	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,984,259	238,700
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,984,259	191,142
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	47,558
分配金	2 248,162	2 245,255
期末剰余金又は期末欠損金( )	11,859,190	1,488,724

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第2期 自 平成24年4月24日 至 平成24年10月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。  (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日  平成24年4月22日が休日のため、前計算期間末日を平成24年4月23日としております。このため、当計算期間は182日となっております。

## (貸借対照表に関する注記)

区分	第1期 平成24年4月23日現在	第2期 平成24年10月22日現在
1. 1 期首元本額	626,219,160円	248,162,686円
期中追加設定元本額	105,850,150円	1,092,465円
期中一部解約元本額	483,906,624円	4,000,000円
2. 計算期間末日における受益権の総数	248,162,686口	245,255,151口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第1期 自 平成23年10月27日 至 平成24年4月23日	第2期 自 平成24年4月24日 至 平成24年10月22日
1. 1 その他収益	委託会社における事務過誤により信託財産に損害が生じたため、現状回復を図ることとし、当該損害金額を委託会社で賠償した金額であります。	

2. 2 分配金の計算過程	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(10,221,848円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,885,504円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は12,107,352円(1万口当たり487.88円)であり、うち248,162円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,830,929円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(804,855円)及び分配準備積立金(9,812,981円)より分配対象額は20,448,765円(1万口当たり833.78円)であり、うち245,255円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>
---------------	---	--

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区分	第2期 自 平成24年4月24日 至 平成24年10月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	第2期 平成24年10月22日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第1期 平成24年4月23日現在	第2期 平成24年10月22日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,155,333	19,526,663
親投資信託受益証券	800	1,000
合計	1,156,133	19,525,663

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第1期 平成24年4月23日現在	第2期 平成24年10月22日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期 自 平成24年4月24日 至 平成24年10月22日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期 平成24年4月23日現在	第2期 平成24年10月22日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0478円 (10,478円)	1.0061円 (10,061円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	DAIWA ASIA EQTY FUNDH BRL	2,489,171.280	239,587,714	
投資信託受益証券 合計			239,587,714	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネープール・マザーファンド	2,000,000	2,001,800	
親投資信託受益証券 合計			2,001,800	
合計			241,589,514	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH(ブラジル・リアル・クラス)」受益証券(円建)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネープール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンド及び同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH（ブラジル・リアル・クラス）」の状況

「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH（ブラジル・リアル・クラス）」は、ケイマン籍の外国投資信託受益証券（円建）であります。同ファンドは平成24年2月29日に計算期間が終了し、作成された財務諸表は独立監査人により米国の監査基準に準拠した監査を受けております。以下に記載した同ファンドの情報は、監査済み財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

### 貸借対照表

2012年2月29日

(米ドル建て)

#### 資産

原ファンドへの投資（費用23,771,891ドル）	ドル	25,898,087
現金		199,241
為替先物契約による評価益		16,267
未収:		
売却済み投資		1,786,544
その他の資産		37,193
資産合計		<u>27,937,332</u>

#### 負債

為替先物契約による評価損		4,728
未払い:		
買戻し済みの受益証券		1,779,096
専門家報酬		20,000
投資運用会社報酬		12,871
管理会社報酬		4,375
保管報酬		3,741
受託会社報酬		2,602
名義書換代理報酬		1,435
負債合計		<u>1,828,848</u>

#### 純資産

ドル 26,108,484

#### 純資産の内訳:

払込資本金	ドル	23,481,660
分配可能利益		2,626,824
純資産	ドル	<u>26,108,484</u>

#### 純資産

ブラジル・リアル・クラス ドル 26,108,484

#### 発行済み受益証券数

ブラジル・リアル・クラス 17,493,946

## 1口当たりの純資産および発行価格

ブラジル・リアル・クラス

ドル

1.49

**ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH**  
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

## 損益計算書

2011年9月20日（業務開始日）から2012年2月29日までの期間

(米ドル建て)

## 投資収益

その他の収益

ドル

26

## 費用

投資運用会社報酬

58,676

専門家報酬

20,000

管理会社報酬

8,673

保管報酬

6,543

受託会社報酬

3,852

名義書換代理報酬

2,589

設立費

1,863

登録料

9

費用合計

102,205

## 純投資損失

ドル

(102,179)

## 実現益および評価益（実現損および評価損）:

## 純実現益（損）:

原ファンドの売却

ドル

526,758

為替取引および為替先物契約

1,001,054

## 純実現益

1,527,812

## 評価益（損）の純変動:

原ファンドへの投資

2,126,196

為替取引および為替先物契約

15,259

## 評価益の純変動

2,141,455

## 実現益および評価益

3,669,267

## 業務活動の結果生じた純資産の増加

ドル

3,567,088

**ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH**  
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

## 純資産変動計算書

2011年9月20日（業務開始日）から2012年2月29日までの期間

(米ドル建て)

**業務活動の結果生じた純資産の増加(減少)**

純投資損失	ドル	(102,179)
純実現益		1,527,812
評価益の純変動		2,141,455
<b>業務活動の結果生じた純資産の増加</b>		<b>3,567,088</b>

受益者への分配		(940,264)
当ファンドの受益証券取引の結果生じた純資産の純増		23,481,660
純資産の純増		26,108,484

**純資産**

期首		-
期末	ドル	26,108,484

**ブラジル・リアル・クラス****当ファンドの受益証券取引:**

## 口数

発行	27,092,065
分配金の再投資	700,334
買戻し	(10,298,453)
<b>受益証券の純変動</b>	<b>17,493,946</b>

## 金額

発行	ドル	36,919,998
分配金の再投資		940,264
買戻し		(14,378,602)
<b>当ファンドの受益証券取引の結果生じた純増</b>	<b>ドル</b>	<b>23,481,660</b>

**ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH**  
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)**財務ハイライト**

2011年9月20日（業務開始日）から2012年2月29日までの期間

(米ドル建て)

## 選別された1口当たりデータ:

純資産価額、期首 <sup>2</sup>	ドル	1.31
純投資損失 <sup>1</sup>		(0.01)
投資による純実現/評価益		0.23
投資活動からの総収益		0.22
受益者への分配		(0.04)
純資産価額、期末	ドル	1.49

総利回り<sup>3</sup> 17.23%

期末純資産	ドル	26,108,484
平均純資産に対する費用比率 <sup>4</sup>		0.84%
平均純資産に対する純投資損失比率 <sup>4</sup>		(0.84)%

<sup>1</sup>当期間における平均発行済み受益証券数に基づいて計算。

<sup>2</sup> 2011年9月20日から業務開始。

<sup>3</sup> 1年未満の場合には年換算せず。

<sup>4</sup> 専門家報酬、登録および設立費を除き、1年未満の期間は年換算。

## ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト) キャッシュフロー計算書 2011年9月20日（業務開始日）から2012年2月29日までの期間 (米ドル建て)

### 業務活動によるキャッシュフロー：

業務活動から生じた純資産の純増	ドル	3,567,088
-----------------	----	-----------

業務活動から生じた純資産の純増を業務活動で支出した（使用した）純現金と一致させる調整：

原ファンドの購入	(39,647,190)
原ファンドの売却による手取り金	16,399,367
投資による純実現益（損）	(526,758)
原ファンドの投資による評価益の純増	
ファンドおよび為替先物契約	(2,135,045)
売却済み投資の未収金の（増加）	(1,786,544)
その他資産の（増加）	(37,193)
未払費用の増加	45,024
業務活動で使用された純現金	(24,121,251)

### 財務活動で生じた（使用された）キャッシュフロー：

買戻し可能受益証券発行による代わり金	36,919,998
買戻し可能受益証券買戻しによる支払い	(12,599,506)
財務活動の結果もたらされた純現金	24,320,492

現金の純増	199,241
-------	---------

期首現金残高	-
期末現金残高	ドル 199,241

ここでは含まれない非現金の財務活動は配当金940,264ドルの再投資である。

## ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

### 投資明細表

2012年2月29日

(米ドル建て)

原ファンドへの投資 - 99.2%	受益証券	純資産に占める 比率	価値
Daiwa Asian Equity Master Fund Class - Class B	231,406	99.2%	ドル 25,898,087
<b>原ファンドへの投資計 (特定された費用23,771,891ドル)</b>		<b>99.2</b>	<b>ドル 25,898,087</b>
負債を超える現金およびその他資産		0.8	210,397
<b>純資産</b>		<b>100.0%</b>	<b>ドル 26,108,484</b>

2012年2月29日時点で当ファンドは、Asian Equity Fund M の純資産の 62.88%を保有している。当ファンドの 原ファンドへの投資の公正価値の割合は当ファンドの純資産の5%を超える。

	純資産額	証券の明細	公正価値	当ファンドの 公正価値の比 例分
米ドル	2,562,739	短期投資 Danske Bank	ドル 2,562,739	ドル 1,611,450

### ファンド・レベルの為替先物契約

買い	カウンターパーティ	契約金額	決済日	売り	契約金額	純評価益/ (損)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	11,000,000	2012年3月1日	USD	136,368	ドル (465)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	24,000,000	2012年3月1日	USD	297,531	(1,014)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	6,000,000	2012年3月2日	USD	74,656	(527)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	10,000,000	2012年3月2日	USD	124,426	(878)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	18,000,000	2012年3月5日	USD	223,195	(803)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	72,000,000	2012年3月6日	USD	890,571	(999)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	3,000,000	2012年3月6日	USD	37,107	(42)
						ドル (4,728)

### ブラジル・レアル・クラス為替先物契約

買い	カウンターパーティ	契約金額	決済日	売り	契約金額	純評価益/ (損)
BRL	Brown Brothers Harriman & Co.	44,385,323	2012年3月27日	USD	25,679,427	16,267

通貨の略称:

BRL - ブラジル・レアル  
JPY - 日本円  
USD - 米ドル

## ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

### 財務諸表への注記

2011年9月20日（業務開始日）から2012年2月29日までの期間

#### 1. 組織

ダイワ・アジア・エクイティ・ファンド H（以下「当ファンド」）は英国海外領土ケイマン諸島（以下「ケイマン諸島」）の法律に基づいて2011年6月17日に設立されたユニットトラスト、ダイワ・グローバル・トラスト（以下「当トラスト」）のシリーズ・トラストである。当ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて1985年に法人化された信託会社であるBrown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited（以下「受託会社」）によってなされ、執行された2011年9月20日付の補足信託宣言に従って設立された。当ファンドは2011年9月20日に業務を開始した。

当ファンドはケイマン諸島で設立されたオープンエンド型のユニットトラストである。当ファンドはケイマン諸島の信託法（改正後）が適用され、信託証書に準拠する。

Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.（以下「投資運用会社」）が当ファンドの投資運用会社を務める。

当ファンドの投資目標はDaiwa Asian Equity Fund M（以下「原ファンド」）のクラスB受託証券への投資と、当ファンドの受益証券クラス体系に関連した通貨オーバーレイ戦略を通じて信託資産のキャピタルゲインの達成を追求することにある。

投資運用会社は当ファンドのために、当ファンドの実質的にすべての資産を原ファンドのクラスB受託証券に投資する。

原ファンドの投資目標はアジア（除く日本）の取引所に上場された高いインカムゲインとキャピタルゲインが期待されるアジア企業の株式証券に主として投資することによって高いトータルリターンを追求することにある。

当ファンドは現在、ブラジル・レアル・クラスの受益証券しか設定していない。ブラジル・レアル・クラスの受益証券は円建てであり、ブラジル・レアルにロング、米ドルにショートのパポジションを構築することによって、（米ドル建て投資へのエクスポージャーに伴う）米ドルに対する通貨エクスポージャーをブラジル・レアルに転換することを追求する。

#### 2. 重要な会計方針

以下は、当ファンドが米国で一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「U.S. GAAP」）に準拠して財務諸表を作成する際に常に従っている重要な会計方針の要約である。U.S. GAAPに準拠した財務諸表の作成は、財務諸表の中で報告される金額と開示に影響を与える見積りと前提を経営者が行うことを求めている。実際の結果はこれらの見積りとは違って来る可能性がある。

##### (A) 受益証券の純資産価額の決定

当ファンドの受益証券1口当たりの純資産価額は、当ファンドの純資産価額（「純資産価額」は総資産価額から未払報酬および未払費用を含めた総負債を引いた額）をその時点の当ファンドの発行済み受益証券口数で割って算出される。Brown Brothers Harriman & Co.（以下「管理会社」）が各取引日の業務終了時に当ファンドの純資産価額を計算する。取引日とはニューヨークと日本の銀行、ならびにシンガポール証券取引所と香港証券取引所が営業しているすべての日、または受託会社が適宜決定するその他の日（以下

「取引日」)を意味する。

## (B) 公正価値の測定

U.S. GAAP に基づく公正価値の測定および開示についての権威ある指針に従って、当ファンドは公正価値を測定するのに利用する評価技法へのインプットを優先順位付けした階層によって投資の公正価値を開示している。同階層は同一の資産または負債のための活発な市場における調整前の相場価格に基づいた評価（レベル1測定）に最も高い優先順位を置いており、最も低い優先順位は評価のために重要な観測不能のインプットに基づく評価（レベル3測定）に置かれている。同指針は公正価値階層の以下の3つのレベルを設定している。

- レベル1 - 当ファンドが測定日にアクセス可能な同一の投資の活発な市場における調整前の相場価格を反映するインプット。
- レベル 2 - 相場価格以外で、資産または負債のために直接的または間接的に観測可能なインプットで、これには活発とはみなされない市場のインプットが含まれる。
- レベル 3 - 観測不能なインプット。

インプットは様々な評価技法を適用する上で使用され、リスクをめぐる前提を含め、市場参加者が評価を決めるのに利用する前提として広く参照される。インプットには価格情報、特定の、および広範な信用データ、流動性統計、ならびにその他の要素が含まれる。公正価値階層内での金融商品のレベルは、公正価値の測定にとって重要な最低水準のインプットをベースに決定される。しかしながら、何が「観測可能」を構成するかについての決定は投資運用会社による重要な判断を必要とする。受託会社は、観測可能なデータとは、すぐに入手可能で、定期的に配信または更新され、信頼でき、かつ検証可能で非専有的なデータで、関連市場に積極的に関与する独立のソースから提供されるもの、とみなしている。階層内での金融商品の分類は同商品の価格の透明性に基づくものとなり、同商品への投資のリスクに対する受託会社の受け止め方に相応するものとは必ずしもならない。

**投資対象**。活発な市場における相場価格に基づいて評価され、従ってレベル 1 に分類される投資対象には通常、特定の米政府およびソブリン債務と特定の金融市場証券が含まれる。受託会社はこうした商品について、たとえ当ファンドが大きなポジションを保有し、それを売却すれば相場価格にかなりの影響を与える恐れがある状況においても、相場価格を調整しない。

活発とはみなされない市場で取引されるが、市場相場価格、ディーラー相場、あるいは観測可能なインプットでサポートされる代替価格ソースに基づいて評価される投資対象は、レベル 2 に分類される。これらには通常、投資適格等級の社債が含まれる。レベル 2 の投資対象には、活発な市場では取引されていないか、あるいは譲渡制限を受けているポジションが含まれるため、価額は、一般的に入手可能な市場情報に基づく流動性不足ないしは譲渡困難性を反映して、調整される場合がある。原ファンドへの投資は各取引日の終値による純資産価額に基づく公正価値で評価される。2012年2月29日時点では当ファンドの原ファンドへの投資はレベル2のインプットに基づいて評価された。2012年2月29日時点で原ファンドが保有する投資対象とデリバティブはそれぞれレベル1のインプットとレベル2のインプットに基づいて評価された。

**デリバティブ商品**。デリバティブ商品は、取引所で取引できるか、あるいは店頭（以下「OTC」）取引で非公開で売買される。先物契約や上場オプション契約といった取引所上場デリバティブは通常、活発に取引されているとみなされるかどうかによって、公正価値階層のレベル 1 かレベル 2 に分類される。

為替先物契約を含むOTCデリバティブは、入手可能で信頼できるとみなされるときはいつでも、受託会社がカウンターパーティ、ディーラーまたはブローカーから受け取る相場などの観測可能なインプットを使用して評価する。モデルが利用される事例においては、OTCデリバティブの価額は同商品の契約条件と固有のリスク、ならびに観測可能なインプットの入手可能性と信頼性によって決まる。こうしたインプットには、参照証券の相場価格、イールドカーブ、クレジットカーブ、ボラティリティ計測値、期限前償還率、ならびにこれらのインプットの相関関係が含まれる。包括的為替先物契約、スワップ、オプションなどの特定のOTCデリバティブは、一般的に市場データによって裏付けすることができるインプットを有するため、レベル 2 に分類される。

流動性が少ないか、あるいはインプットが観測不能なOTCデリバティブはレベル 3 に分類される。これらの流動性の低いOTCデリバティブの価額評価にレベル 1 ないしレベル 2 のインプットを一部利用することができるが、それらもまた、公正価値の決定にとって重要とみなされる他の観測不能なインプットを含んでいる。いずれの測定日においても、受託会社はレベル 1 とレベル 2 のインプットを、観測可能なインプットを反映させてアップデートする。ただし、それに伴う利得と損失は、観測不能なインプットの重要性のため、レベル 3 内で反映される。

以下の表は貸借対照表に記載された2012年2月29 日時点の金融商品の評価額を表題別および評価階層内のレベル別に示したものである\*。

原ファンドへの投資	(調整前) 同一の投資 対象に対する 活発な市場の 相場価格 (レベル 1)		重要でその他の 観測可能な インプット (レベル 2)		重要で 観測不能な インプット (レベル 3)		2012年2月29日時点の公正 価値	
Daiwa Asian Equity Fund M - Class B	ドル	-	ドル	25,898,087	ドル	-	ドル	25,898,087
原ファンドへの投資計	ドル	-	ドル	25,898,087	ドル	-	ドル	25,898,087

#### 金融デリバティブ商品\*\*

##### 資産

為替先物契約	ドル	-	ドル	16,267	ドル	-	ドル	16,267
--------	----	---	----	--------	----	---	----	--------

##### 負債

為替先物契約	ドル	-	ドル	(4,728)	ドル	-	ドル	(4,728)
--------	----	---	----	---------	----	---	----	---------

\* 有価証券の分類について、さらに情報が必要な場合は、投資明細表を参照のこと。

\*\* 金融デリバティブ商品には予約が行われていない為替先物契約の評価益/評価損が含まれている。

2012年2月29日に終了した会計期間においては、レベル1、レベル2、およびレベル3 間の移転は何もなかった。当ファンドは各レベル間で移転する投資対象を会計期末時点で計算している。

#### (C) 投資取引と投資収益

原ファンドの買付けと売却は、財務報告の目的上、取引日現在で記録される。利益および損失は個別法によって報告される。原ファンド投資資金からのインカムまたは実現利益の分配は配当権利落ち日に記録される。原ファンドによる資本収益の分配は投資コストの減少として記録される。

#### (D) 分配方針

受託会社は投資運用会社に対して受益者に分配を行う権限を委任した。分配金は、当期の純投資収益、純実現資本利得および純評価資本利得、ならびにファンドの元本から支払われる。

これに従って投資運用会社は2011年12月に始まる各月の7日現在（もし7日が営業日ではない場合はその前営業日）の登録受益者に対して同8日（もし8日が営業日ではない場合はその翌営業日）に月次分配金を支払う方針である。

分配金は自動的に再投資され、手取金は各受益者の投資口座に反映される。

当ファンドの分配方針は投資運用会社が受託会社と協議し、受益者の了承を得て適宜変更することができ、当ファンドのインカムと利益は、そのすべてを当ファンドに再投資することができる。従って当ファンドへの投資は財務上あるいは税務対策の目的のために当期利回りを追求する投資家には不適切となる場合がある。

### (E) 現金と外貨

当ファンドの機能通貨と報告通貨は米ドル（以下「機能通貨」）である。外国有価証券、保有通貨、およびその他の資産と負債の公正価額は、各営業日現在の為替レートに基づいて当ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変化に伴う保有通貨およびその他の資産ならびに負債の価値の変動は未実現為替差損益として記録される。投資有価証券の実現損益および評価損益、ならびに収益と費用は、それらの取引の実行日と報告日に、それぞれ換算される。外貨の為替レートの変化が有価証券およびデリバティブへの投資に与えた影響は、損益計算書の中で相場価格およびこれら証券の価値の変動による影響とは別扱いされず、純実現損益および評価損益の中に含まれる。

### (F) 為替先物契約

当ファンドは有価証券の一部または全部に関連した通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券の購入または売却の決済に関連して為替先物契約を結ぶことができる。為替先物契約は将来の一定の日に特定の価格で通貨を売り買いするために2当事者間で結ばれる契約である。為替先物契約の公正価値は外国通貨の為替レートの変化に従って変動する。為替先物契約は日次ベースで時価評価され、評価額の変化は当ファンドによって評価損益として記録される。契約を開始した時点とクローズした時点との契約の評価額の差異に相当する実現損益は、通貨の引き渡しまたは受け取りの際に記録される。これらの契約は貸借対照表に反映された評価損益を超える市場リスクを伴う場合がある。これに加えて当ファンドは、もしカウンターパーティが契約の条件を満たせなかったり、あるいは通貨価値が基準通貨に不利に変化した場合には、リスクにさらされる恐れがある。当ファンドはまた、日本円の投資家に対する為替リスクをヘッジする目的で為替先物契約を結ぶことも認められている。

## 3. 原ファンド

以下の情報は2012年2月29日付の原ファンドの監査済み財務諸表から引用したもので、2012年2月29日現在の原ファンドの情報と合致している。

### 3.1 原ファンドの組織

Daiwa Asian Equity Fund M（以下「当ファンド」）は英国海外領土ケイマン諸島（以下「ケイマン諸島」）の法律に基づいて2011年6月17日に設立されたユニットトラスト、ダイワ・グローバル・トラスト（以下「当トラスト」）のシリーズ・トラストである。当ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて1985年に法人化された信託会社であるBrown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited（以下「受託会社」）によってなされ、執行された2011年9月20日付の補足信託宣言に従って設立された。当ファンドは2011年9月20日に業務を開始した。

当ファンドはケイマン諸島で設立されたオープンエンド型のユニットトラストである。当ファンドはケイマン諸島の信託法（改正後）が適用され、信託証書に準拠する。

Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. (以下「投資運用会社」)が当ファンドの投資運用会社を務める。

当ファンドは現在クラスA(現地通貨クラス)とクラスB(米国ヘッジ・クラス)の2つの受益証券クラスを提供している。

### 3.2 原ファンドの重要な会計方針

以下は、当ファンドが米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「U.S. GAAP」)に準拠して財務諸表を作成する際に継続的に従っている重要な会計方針の要約である。U.S. GAAPに準拠した財務諸表の作成は、財務諸表の中で報告される金額と開示に影響を与える見積りと前提を経営者が行うことを求めている。実際の結果はこれらの見積りとは違ってくる可能性がある。

#### (A) 受益証券の純資産価額の決定

当ファンドの受益証券1口当たりの純資産価額は、当ファンドの純資産価額(「純資産価額」は総資産価額から未払報酬および未払費用を含めた総負債を引いた額)をその時点の当ファンドの発行済み受益証券口数で割って算出される。Brown Brothers Harriman & Co. (以下「管理会社」)が各取引日の業務終了時に当ファンドの純資産価額を計算する。取引日とはニューヨークと日本の銀行、ならびにシンガポール証券取引所と香港証券取引所が営業しているすべての日、または受託会社が適宜決定するその他の日(以下「取引日」)を意味する。

受益証券の価格はすべての目的上、米ドル(以下「機能通貨」)で計算され、支払われる。

(B) 証券評価。純資産価額計算の目的上、市場相場が容易に入手できるポートフォリオ有価証券とその他の資産は公正価値で計上される。公正価値は一般的に、こうした証券の主たる市場である取引所において最後に報告された売却価格、もしくは売却が報告されない場合は、相場報告システム、確立されたマーケットメーカー、または独立のプライシング・サービスから入手した相場価格に基づいて決定される。独立のプライシング・サービスから入手する価格は、マーケットメーカーから提供される情報、または同様の特徴を持つ投資対象または有価証券に関連した利回りデータから取得される市場価額の見積りを利用している。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資対象は、プライシング・サービスから取得した為替レートを使用して機能通貨に換算される。この結果、当ファンドの受益証券の純資産価額は機能通貨に対する諸通貨価値の変動によって影響を受ける場合がある。米国以外の市場で取引されるか、あるいは機能通貨以外の通貨建ての証券の価額は、ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」)が休場の日に大きく影響を受ける可能性があり、また、純資産価額は投資家が受益証券を購入、買戻し要請、あるいは交換することができない日に変動する場合もある。

市場相場価格がすぐには入手できない有価証券およびその他の資産は、受託会社が投資運用会社からのアドバイスに従って誠実に決定した公正価値によって評価される。受託会社は市場相場価格がすぐには入手できない状況における有価証券およびその他の資産を評価するための複数の手法を採用してきた。例えば、日々の市場相場価格がすぐには入手できない特定の有価証券または投資対象は、受託会社が確立した指針に従って、他の証券や指数を参照して評価される場合がある。

市場相場価格は、当ファンドの証券または資産の価額に重要な影響を及ぼす事象が当該市場の引けた後に、しかしNYSEが引ける前に起こる場合を含めて、現在の、あるいは信頼できる市場ベースのデータ(例えば売買情報、売買気配値情報、ブローカー相場価格)が存在しない状況において、すぐには入手できないとみなされる。これに加えて、有価証券が取引される取引所または市場が特別の状況のため終日取引が行われず、他の市場相場価格も入手できないときには、市場相場価格はすぐには入手できないとみなされる。投資運用会社またはその代理人は当ファンドの有価証券または資産の価額に重大な影響を与える可能性のある重要な事象を監視し、適切な証券または資産の価額をこうした重要な事象に照らして再評価すべきかどうかを決める責任を持つ。

あるファンドが純資産価額を決定するために公正価値を使用するときには、有価証券は主に取引される市場の相場をベースにするのではなく、受託会社またはその指示の下に行動する人物が公正価値を正確に反映していると信じる別の手法によって価格を決めることができる。公正価値による価格決定は証券の価値についての主観的な判断を必要する場合がある。当ファンドの方針は、価格決定時点の証券の価値を公正に反映したファンドの純資産価値の計算をもたらすことを意図しているが、当ファンドは投資運用会社またはその指示の下に行動する人物によって決定された公正価値が、もし証券が価格決定の際に処分される場合（例えば強制競売または清算売却の際）に同証券から得られる価格を正確に反映したものとなるのを保証することはできない。あるファンドが使用する価格が、証券を売却した場合に実現する価値と異なったものとなり、その差異が財務諸表にとって重要なものになる場合がある。

### (C) 有価証券取引と投資収益

有価証券取引は財務報告の目的上、取引日現在で記録される。発行条件付取引または遅延受渡しベースで購入しないし売却された証券は、取引日の1カ月ないしそれ以上後に決済される場合がある。売却証券からの実現利益および損失は個別法によって記録される。配当収益は配当権利落ち日に記録される。ただし配当権利落ち日を超えてしまう場合がある外国証券からの特定の配当は例外で、その場合は当ファンドが配当権利落ち日を通知を受け次第配当収益が記録される。金利収益はディスカウントの増価とプレミアムの償却を調整したあと発生主義ベースで記録される。投資収益は外国税額を差し引いて記録される。

### (D) 分配方針

受託会社は投資運用会社に対して、受益者に分配を行う権限を委任した。しかしながら当ファンドから分配を行う意図はない。

当ファンドの分配方針は適宜変更する場合があり、ファンドの利得および収益のすべてが当ファンドに再投資される可能性がある。従って、当ファンドへの投資は財務上あるいは税務対策の目的のために当期利回りを追求する投資家には不適切となる場合がある。

### (E) 現金と外貨

外国証券、保有通貨、およびその他の資産と負債の公正価値は各営業日現在の為替レートに基づいて当ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変化に伴う保有通貨およびその他の資産ならびに負債の価値の変動は為替評価差損益として記録される。投資有価証券の実現損益および評価損益、ならびに収益と費用は、それらの取引の実行日と報告日に、それぞれ換算される。外貨の為替レートの変化が有価証券およびデリバティブへの投資に与えた影響は、損益計算書の中で相場価格およびこれら証券の価値の変動による影響とは別扱いされず、純実現損益および評価損益の中に含まれる。

### (F) 為替先物契約

当ファンドは有価証券の一部または全部に関連した通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券の購入または売却の決済に関連して為替先物契約を結ぶことができる。為替先物契約は将来の一定の日に特定の価格で通貨を売り買いするために2当事者間で結ばれる契約である。為替先物契約の公正価値は外国通貨の為替レートの変化に従って変動する。為替先物契約は日次ベースで時価評価され、評価額の変化は当ファンドによって評価損益として記録される。契約を開始した時点とクローズした時点との契約の評価額の差異に相当する実現損益は、通貨の引き渡しまたは受け取りの際に記録される。これらの契約は貸借対照表に反映された評価損益を超える市場リスクを伴う場合がある。これに加えて当ファンドは、もしカウンターパーティが契約の条件を満たせなかったり、あるいは通貨価値が基準通貨に不利に変化した場合には、リスクにさらされる恐れがある。当ファンドはまた、日本円の投資家に対する為替リスクをヘッジする目的で為替先物契約を結ぶことも認められている。

## 3.3 原ファンドの財務諸表

以下は2012年2月29日時点の原ファンドの貸借対照表である。  
(米ドル建て)

<b>資産</b>		
有価証券への投資、時価（費用 38,919,556ドル）	ドル	43,177,670
現金		25
外貨、時価（費用1,947,673ドル）		1,953,926
未収:		
売却済みの投資		520,332
配当		92,758
その他資産		14,589
為替先物契約による評価益		11,198
資産合計		<u>45,770,498</u>

<b>負債</b>		
為替先物契約による評価損		134,487
未払い:		
購入済みの投資		2,358,040
買戻し済みの受益証券		2,031,633
専門家報酬		32,000
保管報酬		22,626
名義書換代理報酬		3,865
負債合計		<u>4,582,651</u>

<b>純資産</b>	ドル	<u>41,187,847</u>
------------	----	-------------------

**純資産の内訳:**

払込資本	ドル	36,847,362
分配可能利益		4,340,485

<b>純資産</b>	ドル	<u>41,187,847</u>
------------	----	-------------------

**純資産**

クラス A	ドル	15,289,760
クラス B		25,898,087
	ドル	<u>41,187,847</u>

**発行済み受益証券数**

クラス A	134,456
クラス B	231,406

**1口当たり純資産および発行価格**

クラス A	ドル	113.72
クラス B	ドル	111.92

以下は原ファンドの2011年9月20日（業務開始日）から2012年2月29日までの期間の損益計算書である。  
2012年2月29日に終了した期間の当ファンドによる原ファンドの平均保有率は64.18%だった。  
(米ドル建て)

**投資収益**

配当収益（外国税控除後23,127ドル）	ドル	238,265
その他収益		<u>468</u>

投資収益合計		238,733
<b>費用</b>		
保管報酬		57,566
専門家報酬		32,000
名義書換代理報酬		6,922
設立費		994
登録料		9
<b>費用合計</b>		<b>97,491</b>
<b>純投資収益</b>	ドル	<b>141,242</b>
<b>実現益および未実現益(実現損および未実現損):</b>		
<b>実現益(損):</b>		
有価証券への投資	ドル	193,849
為替取引および為替先物取引		(135,056)
<b>純実現益</b>		<b>58,793</b>
<b>評価益(損)の純変動:</b>		
有価証券への投資		4,258,114
為替取引および為替先物取引		(117,664)
<b>評価益の純変動</b>		<b>4,140,450</b>
<b>純実現益および純評価益</b>		<b>4,199,243</b>
<b>業務活動から生じた純資産の増加</b>	ドル	<b>4,340,485</b>

以下は原ファンドの2011年9月20日(業務開始日)から2012年2月29日までの期間の純資産変動計算書である。

(米ドル建て)

<b>業務活動の結果生じた純資産の増加:</b>		
純投資収益	ドル	141,242
純実現益		58,793
評価損の純変動		4,140,450
<b>業務活動の結果生じた純資産の増加</b>		<b>4,340,485</b>
当ファンドの受益証券取引の結果生じた純資産の純増		36,847,362
純資産の純増		<b>41,187,847</b>
<b>純資産</b>		
期首		-
期末	ドル	<b>41,187,847</b>

クラスA

クラス B

当ファンドの受益証券取引

口数		
発行	201,826	388,103
買戻し	(67,370)	(156,697)
<b>受益証券の純変動</b>	<b>134,456</b>	<b>231,406</b>

金額					
	発行	ドル	20,700,581	ドル	39,647,190
	買戻し		(7,101,042)		(16,399,367)
<b>当ファンドの受益証券取引の結果生じた純増</b>		<b>ドル</b>	<b>13,599,539</b>	<b>ドル</b>	<b>23,247,823</b>

以下は原ファンドの2011年9月20日（業務開始日）から2012年2月29日までの期間の財務ハイライトである。

（米ドルで表示）

選別された1口当たりデータ：

	クラスA <sup>2</sup>		クラスB <sup>2</sup>	
	ドル		ドル	
純資産価額、期首		100.00		100.00
純投資収益 <sup>1</sup>		0.40		0.42
投資による純実現/評価益		13.32		11.50
投資活動からの総収益		13.72		11.92
純資産価額、期末	<b>ドル</b>	<b>113.72</b>	<b>ドル</b>	<b>111.92</b>
総利回り <sup>3</sup>		13.72%		11.92%
期末純資産	ドル	15,289,760	ドル	25,898,087
平均純資産に対する費用比率 <sup>4</sup>		0.53%		0.49%
平均純資産に対する純投資収益比率 <sup>4</sup>		0.99%		1.02%

<sup>1</sup> 当期間における平均発行済み受益証券数に基づいて計算。

<sup>2</sup> 2011年9月20日から業務開始。

<sup>3</sup> 1年未満の場合には年換算せず。

<sup>4</sup> 専門家報酬、登録および設立費を除き、1年未満の期間は年換算。

#### 4. デリバティブ商品

ASC 815-10-50 はデリバティブ商品およびヘッジ活動に関する情報開示を義務付けている。それは当ファンドが、a) 事業体がどのような形でなぜデリバティブ商品を利用するのか、b) デリバティブ商品および関連ヘッジ商品はどのように会計処理されるのか、c) デリバティブ商品および関連ヘッジ商品は事業体の財政状態、財務業績、およびキャッシュフローにどのような影響を与えるのか を開示することを求めている。

当ファンドが保有している為替先物契約は経済的なヘッジ目的として利用されているが、これらのデリバティブはASC 815 の要件の下では会計目的のためのヘッジ商品としては適格ではない。これらのデリバティブ商品の公正価値は、貸借対照表に含まれ、公正価値の変化は損益計算書の中で実現損益、または評価損益のネットの変化として反映される。

2012年2月29日時点で当ファンドが締結しているデリバティブ契約：

表示箇所

為替先物契約

資産デリバティブ

為替先物契約の評価益

16,267ドル

**負債デリバティブ**

為替先物契約の評価損

(4,728)ドル

**2012年2月29日で終了する期間の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響**

表示箇所	為替先物契約
<b>業務活動の結果生じたと認識されるデリバティブの実現益</b>	
為替先物契約における純実現益	838,133ドル
<b>業務活動の結果生じたと認識されるデリバティブの評価益の変動</b>	
為替先物契約の純評価益	11,539ドル

2012年2月29日に終了した期間における為替先物契約の月間平均契約額は61,170,891米ドルだった。

当ファンドは適宜結ばれる相対デリバティブ・外国為替契約を管理する国際スワップデリバティブ協会（ISDA）マスターアグリーメント（以下「マスターアグリーメント」）を特定のカウンターパーティとの間で採用している。マスターアグリーメントには、中でも両当事者の一般的責務、表明、合意、担保要件、デフォルトの事象、ならびに契約の早期終了に関する条項を含めることができる。

担保要件は当ファンドの各カウンターパーティとのネット・ポジションに基づいて決められる。担保は現金または米政府ないし同関連機関が発行する債務証券、または当ファンドと適用可能なカウンターパーティによって合意されたその他の証券の形をとることができる。特定のカウンターパーティに関しては、マスターアグリーメントの条件に従って、当ファンドのために差し入れられた担保は、当ファンドの保管会社によって分離口座に保管され、売却または再差し入れが可能な額に関しては投資有価証券明細表の中に提示される。当ファンドが誓約した担保は当ファンドの保管会社によって分離保管され、投資明細表の中で確認される。当ファンドに適用可能な契約終了イベントは、当ファンドの純資産が一定の期間にわたって特定の閾値以下にまで低下した場合に起こり得る。

カウンターパーティに適用可能な契約終了の事象は、カウンターパーティの信用格付けが特定の水準以下にまで低下した時に起こる場合がある。そうしたいずれのケースにおいても、それが起こった場合には、相手方の当事者は契約を早期終了し、すべてのデリバティブおよび外国為替契約の残高を、契約終了当事者によって合理的に決められたすべての損失およびコストの支払いを含め、決済することを選択できる。当ファンドのカウンターパーティの1社ないし複数の社が契約の早期終了を決めれば、ファンドの将来のデリバティブ活動に影響を与える可能性がある。

**5. 受益証券**

2012年2月29日現在、すべての発行済み受益証券は1受益者によって保有されている。

**(A) 受益証券の当初購入申込み**

受益者による自己勘定での受益証券購入は、受益者が当ファンドの資産に対して不可分の受益権を有することを意味する。共同受益者は対応する共同受益権を保有する。

最低当初購入申込み額は1口当たり100,000円の価格で10,000,000円となる。すべての受益者は購入申込みを完了しなければならない。

購入申込みは取り消しすることはできない。申込み期限後に受けたいかなる購入申込みも、次回の購入申込み日における受益証券購入の要請として処理される。

受託会社は受益者に対して、初回購入申込み日のあと可及的速やかに発行される受益証券の数量を通知する。

### (B) その後の受益証券の購入申込み

受益証券の当初発行後は、適格投資家はその後のいかなる申込み日においても、受益証券1口当たり純資産価額に等しい適切な申込み価格で受益証券の購入を申込みすることができる。受益証券の申込み価格は1口当たり1円に等しいかそれを上回るものとなる。

受益証券購入のためのすべての支払いは日本円で行われる。受託会社はいかなる理由によっても、理由を示すことなしにいかなる購入申込みに対してもそれを拒否することができる。

購入申込みは取り消しすることはできない。申込み期限後に受けたいかなる購入申込みも、次回の購入申込み日における受益証券購入の要請として処理される。

受託会社は受益者に対して、それぞれの購入申込み日のあと可及的速やかに発行される受益証券の数量を通知する。

### (C) 受益証券の譲渡

受益者は受託会社の事前の書面による承認がある場合にのみ、保有受益証券を譲渡することができる。受託会社による係る承認は不合理に差し止められたり、遅延されてはならない。

受益証券のいかなる譲渡も、それが当ファンドの受益者登録簿に記載されるまでは、受託会社および受益者に対して有効で拘束力のあるものとはならない。

### (D) 買戻し

各受益者は受託会社または正当に指定されたその代理人に対して、保有受益証券の全部または一部を、適切な買戻し日の1口当たり純資産価額に等しい適切な買戻し価格で買戻すことを求める買戻し通知を出すことができる。各受益者はその受益証券を0.01口に等しいかそれを上回る数が、あるいは1円に等しいか、それを上回る買戻し価格ベースのどちらかで保有受益証券の買戻しを求めることができる。

買戻し通知は取り消しすることができない。申込み可能期限以後に受けた買戻し通知は次回の買戻し日に受益証券を買戻す申込みとして処理される。

買戻し代り金の送金（送金費用を控除）は、一般的には申込み可能買戻し日を含めて5営業日以内に（利息なしで）電信送金によって日本円で実行される。

いかなるクラスの受益証券買戻しに関連した受益者への支払額も現金で支払われる。

支払いは受益者が要請できる申込み可能な他の通貨によっても行うことができる。ただしこれはいかなる外国為替コストもそうした受益者に対する支払額から控除されることが条件となる。こうした買戻し代り金は実際の支払いの前に金利はつかない。

## 6. 市場リスクと信用リスク

当ファンドは通常の業務において金融商品を取引し、市場の変動（市場リスク）、または取引の他の当事者の義務不履行（信用リスク）による潜在的損失のリスクが存在する金融取引を行っている。信用リスクと類似した形で当ファンドはカウンターパーティ・リスク、すなわち、決済が済んでおらず、継続中の取引を行っている機関または他の事業体がデフォルト（債務不履行）に陥るリスクにさらされる場合がある。損失額は、財務諸表に金融資産として記載されている金額を上回る可能性がある。当ファンドを信用リスクにさらす可能性のある金融資産は、主としてカウンターパーティから支払われるべき現金、投資対象、ならびにデリバティブ契約に係る評価益で構成される。これらの金融資産に関する信用リスクおよびカウンターパーティ・リスクへのエクスポージャーの規模は、当ファンドの貸借対照表に記載されたそれらの簿価と

近似する。

## 7. 保証と補償

当ファンドの設立文書に基づき、特定の当事者（受託会社および投資運用会社を含む）は当ファンドに対する義務の履行から生じ得る一定の負債に対して補償される。それに加えて、通常の業務過程において、当ファンドは様々な補償条項を含む契約を結んでいる。これらの取決めに基づく当ファンドの最大限のエクスポージャーがどの程度なのかは、当ファンドに対してなされ得る、まだ生じていない将来の請求が含まれるものであるため、不明である。しかしながら、当ファンドはこれらの契約に基づく補償請求や損失はこれまで何も受けていない。

## 8. 所得税

当ファンドは課税上の地位に関してケイマン諸島法に従っている。ケイマン諸島の現行法により、利益、収益、利得または評価益に対して税金は課せられず、また、遺産税や相続税という性格を持ついかなる税金も課せられない。当トラストを構成する資産、または当トラストの下で生じる収益に対しても税は課されない。また、当該資産または収益に関し、受益者に対して税金は適用されない。当トラストまたはいずれのファンドによる分配金に対しても、あるいは受益証券の買戻しに伴う純資産価額（NAV）の支払いに対しても、源泉徴収税は何も適用されない。この結果、財務諸表の中で所得税の引当は何もなかった。

当ファンドはケイマン諸島の信託法（改正後）第74条に基づき、免税トラストとして登録されている。受託会社はケイマン諸島の総督から、ファンドの設立以降50年間は、その後ケイマン諸島で法制化されるいかなる法律も、利益、所得、または利得もしくは価格上昇に課される税金または賦課金、あるいは遺産税または相続税の性格を持ついかなる税金をも、当ファンドの下で構成される資産、あるいは当ファンドの下で生じるあらゆる所得について適用せず、ファンドの受益者に対してもそうした資産または所得に関して適用しないとの保証を受けた。この結果、財務諸表では所得税の引当ては何も行われなかった。

税務ポジションの不確実性に対する会計処理と開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会 - 会計基準成文化740）は、受託会社に対して、当ファンドの税務ポジションが、関連する不服申立てまたは訴訟手続きの解決を含めて、税務調査の際に支持される可能性の方が高いかどうかの判断を、同ポジションの技術上のメリットに基づいて決めることを求めている。この支持される可能性の方が高いという基準を満たす税務ポジションについては、財務諸表の中で認識される税金金額は関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%を超える最大ベネフィットが減額される。経営者は当ファンドの税務ポジションを審査し、財務諸表の中で税金の引当ては必要ないと判断した。不確実な税務ポジションに関連した利息またはペナルティーは現在何も存在しない。

2012年2月29日現在、時効に係る法令に基づき、引き続き主要な税務管轄の調査対象となっている税務年度は当ファンドの業務開始から現在に至るまでの期間である。

## 9. 報酬および費用

当ファンドは管理、保管、運用、名義書換代理報酬ではカバーされない、ファンドの営業に関連したその他の費用を負う場合がある。そうした費用には政府関係費用、仲介費用、手数料およびその他の証券取引費用、金利費用を含む資金借入費用、訴訟コストと補償経費を含めた特別経費、ファンド設立費、ならびに監査経費が含まれ、それらだけに限定されない。費用項目は発生主義ベースで記録される。

### (A) 管理および会計報酬

管理会社は総資産額および取引量に基づいて月次ベースで計算され、支払われる報酬を受け取る。管理会社は月間3,750米ドルを下限とすることを条件に、全資産の0.06%の年間報酬を受け取る。2012年2月29日に終了した期間に管理会社が稼得した報酬と期末時点での管理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

## (B) 保管報酬

受託会社はBrown Brothers Harriman & Co.（以下「保管会社」）との間で保管契約を結び、同契約に基づき保管会社は決済されたポジションの0.01%に相当する年間保管料と取引ベースの手数料を受け取る。2012年2月29日に終了した期間に保管会社が稼得した報酬と期末時点での保管会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

## (C) 受託会社報酬

受託会社は当ファンドの日常的な運営の責任を負うことに同意し、年間最低報酬を15,000米ドル、それより短い期間では比例配分とすることを条件に、総資産の0.02%に相当する年間報酬を受け取る。報酬は月次ベースで計算され、後払いで支払われる。受託会社は当ファンドの設立に当たって10,000米ドル、終了に際して10,000米ドルを受け取る。2012年2月29日に終了した期間に受託会社が稼得した報酬と期末時点での受託会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

## (D) 名義書換代理報酬

受託会社はBrown Brothers Harriman & Co.（以下「名義書換代理会社」）との間で名義書換代理契約を結び、それに基づき名義書換代理会社は資産の0.01%に相当する年間報酬と1取引当たり10米ドルの取引手数料を受け取る。2012年2月29日に終了した期間に名義書換代理会社が稼得した報酬と期末時点での名義書換代理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

## (E) 為替仲介会社報酬

当ファンドはBrown Brothers Harriman & Co.（以下「為替仲介会社」）に対し、資産の0.01%に相当する年間報酬を支払う。2012年2月29日に終了した期間に為替仲介会社が稼得した報酬と期末時点での為替仲介会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

## (F) 投資運用会社報酬

投資運用会社報酬は月次ベースで計算され、後払いで支払われる。投資運用会社は総資産の0.55%を年間報酬として受け取る。2012年2月29日に終了した期間に投資運用会社が稼得した報酬と期末時点での投資運用会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

## 10. 会計関係の最近の公告

2011年5月に米財務会計基準審議会（以下「FASB」）は会計基準書アップデート第2011-04号「公正価値の測定および開示（トピック820） - U.S. GAAP およびIFRSの共通公正価値測定および開示規定を達成するための改訂」（以下「ASU 2011-04」）を公表した。ASU 2011-04 は既存の公正価値測定基準の適用を明確化、公正価値の測定に関連した幾つかの原則を修正し、公正価値測定に関する追加的開示を求めている。

同指針は公正価値測定における最有効使用および評価の前提という概念が非金融資産の公正価値測定に対してだけ適切で、金融資産および負債の公正価値の測定に対しては適切ではないことを明示している。

新しい指針の下では、要求される開示が拡大され、特にレベル3の公正価値階層に分類される公正価値測定については、使用される観測不能なインプットについての定量的な情報と採用された評価プロセスの説明が要求されている。

ASU 2011-04 は2011年12月15日以降に開始する会計年度において実施され、将来に向かって適用される。当ファンドは現在、同指針が財務諸表に与える影響を評価中である。

2011年12月にFASBは会計基準書アップデート第2011-11号「資産と負債の相殺に関する開示」を公表した。これは特定の金融商品およびデリバティブ商品に関連した相殺権の影響または潜在的影響を含め、相殺取

決めによる事業体の財務ポジションに対する影響または潜在的影響を利用者が評価できるようにするための開示の向上を求めている。改訂は2013年1月1日以降に開始する会計年度に適用される。当ファンドは現在、同指針が財務諸表に与える影響を評価中である。

## 11. 後発事象

受託会社は貸借対照表日から、これら財務諸表が発表された日に当たる2012年5月25日までの期間におけるその後のすべての取引と事象を評価した。2012年3月1日から2012年5月25日までにネットで5,183,476米ドルの買戻しがあった。当ファンドに関連して報告すべきその後のその他の事象は何もない。

「ダイワ・マネープール・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド 現地通貨・コース(資産成長型)」に記載のとおりであります。

ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース(毎月分配型)

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成24年4月24日から平成24年10月22日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 財務諸表

【ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース(毎月分配型)】

## ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）

## (1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前 期 平成24年4月23日現在	当 期 平成24年10月22日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	30,128,881	25,070,837
投資信託受益証券	1,267,293,821	1,110,838,588
親投資信託受益証券	7,002,800	7,006,300
未収入金	-	8,999,999
流動資産合計	1,304,425,502	1,151,915,724
資産合計	1,304,425,502	1,151,915,724
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	11,593,549	7,402,971
未払解約金	-	8,101,483
未払受託者報酬	36,790	27,369
未払委託者報酬	1,287,826	958,222
その他未払費用	64,432	44,076
流動負債合計	12,982,597	16,534,121
負債合計	12,982,597	16,534,121
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	<sub>1</sub> 1,288,172,127	<sub>1</sub> 1,233,828,590
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	<sub>2</sub> 3,270,778	<sub>2</sub> 98,446,987
（分配準備積立金）	149,068,266	140,784,056
元本等合計	1,291,442,905	1,135,381,603
純資産合計	1,291,442,905	1,135,381,603
負債純資産合計	1,304,425,502	1,151,915,724

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前 期 自 平成23年10月27日 至 平成24年4月23日	当 期 自 平成24年4月24日 至 平成24年10月22日
営業収益		
受取配当金	82,967,565	54,599,231
受取利息	9,305	6,783
有価証券売買等損益	66,329,056	104,050,965
営業収益合計	149,305,926	49,444,951
営業費用		
受託者報酬	258,047	176,633
委託者報酬	9,033,278	6,183,766
その他費用	64,432	44,076
営業費用合計	9,355,757	6,404,475
営業利益又は営業損失（ ）	139,950,169	55,849,426
経常利益又は経常損失（ ）	139,950,169	55,849,426
当期純利益又は当期純損失（ ）	139,950,169	55,849,426
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	19,794,060	231,035
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	3,270,778
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,506,779	7,326,926
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	7,326,926
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,506,779	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	46,489,786	1,476,098
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	46,489,786	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,476,098
分配金	1 75,902,324	1 51,488,132
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,270,778	98,446,987

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期 自平成24年4月24日 至平成24年10月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。  (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日  平成24年4月22日が休日のため、前特定期間末日を平成24年4月23日としております。このため、当特定期間は182日となっております。

## (貸借対照表に関する注記)

区分	前期 平成24年4月23日現在	当期 平成24年10月22日現在
1. 1期首元本額	1,781,119,548円	1,288,172,127円
期中追加設定元本額	134,198,923円	14,495,195円
期中一部解約元本額	627,146,344円	68,838,732円
2. 特定期間末日における受益権の総数	1,288,172,127口	1,233,828,590口
3. 2元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は98,446,987円であります。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自平成23年10月27日 至平成24年4月23日	当期 自平成24年4月24日 至平成24年10月22日

## 1 分配金の計算過程

(自平成23年10月27日 至平成23年11月22日)  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(9円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は9円(1万口当たり0.00円)であり、分配を行っておりません。

(自平成23年11月23日 至平成23年12月22日)  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(16,432,188円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(50,093円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は16,482,281円(1万口当たり90.17円)であり、うち15,536,604円(1万口当たり85円)を分配金額としております。

(自平成23年12月23日 至平成24年1月23日)  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(17,990,558円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(5,355,913円)、投資信託約款に規定される収益調整金(50,769円)及び分配準備積立金(895,093円)より分配対象額は24,292,333円(1万口当たり132.89円)であり、うち18,279,949円(1万口当たり100円)を分配金額としております。

(自平成24年4月24日 至平成24年5月22日)  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,749,704円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,493,036円)及び分配準備積立金(148,486,120円)より分配対象額は160,728,860円(1万口当たり1,252.25円)であり、うち10,268,132円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(自平成24年5月23日 至平成24年6月22日)  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,747,271円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(4,174,357円)及び分配準備積立金(147,075,568円)より分配対象額は160,997,196円(1万口当たり1,261.53円)であり、うち9,571,556円(1万口当たり75円)を分配金額としております。

(自平成24年6月23日 至平成24年7月23日)  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(8,211,605円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,531,241円)及び分配準備積立金(147,238,549円)より分配対象額は158,981,395円(1万口当たり1,240.56円)であり、うち8,329,912円(1万口当たり65円)を分配金額としております。

<p>(自平成24年1月24日 至平成24年2月22日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(17,174,574円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(189,532,155円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,371,179円)及び分配準備積立金(5,242,422円)より分配対象額は214,320,330円(1万口当たり1,290.75円)であり、うち17,434,552円(1万口当たり105円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成24年7月24日 至平成24年8月22日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(8,662,129円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,433,342円)及び分配準備積立金(146,769,131円)より分配対象額は158,864,602円(1万口当たり1,241.98円)であり、うち8,314,274円(1万口当たり65円)を分配金額としております。</p>
<p>(自平成24年2月23日 至平成24年3月22日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(13,314,202円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,452,214円)及び分配準備積立金(150,780,484円)より分配対象額は166,546,900円(1万口当たり1,275.47円)であり、うち13,057,670円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成24年8月23日 至平成24年9月24日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(7,321,916円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,247,395円)及び分配準備積立金(145,666,000円)より分配対象額は156,235,311円(1万口当たり1,233.23円)であり、うち7,601,287円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p>
<p>(自平成24年3月23日 至平成24年4月23日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(11,699,040円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,458,291円)及び分配準備積立金(148,962,775円)より分配対象額は163,120,106円(1万口当たり1,266.29円)であり、うち11,593,549円(1万口当たり90円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成24年9月25日 至平成24年10月22日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(7,415,840円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(4,023,272円)及び分配準備積立金(140,771,187円)より分配対象額は152,210,299円(1万口当たり1,233.64円)であり、うち7,402,971円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	当期	
	自 平成24年4月24日 至 平成24年10月22日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	当期	
	平成24年10月22日現在	
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	平成24年4月23日現在	平成24年10月22日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	81,253,270	33,561,028
親投資信託受益証券	700	700
合計	81,252,570	33,561,728

## （デリバティブ取引に関する注記）

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期	当期
平成24年4月23日現在	平成24年10月22日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

当期  
自 平成24年4月24日  
至 平成24年10月22日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 平成24年4月23日現在	当期 平成24年10月22日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0025円 (10,025円)	0.9202円 (9,202円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	DAIWA ASIA EQTY FUNDH BRL	11,540,940.320	1,110,838,588	
投資信託受益証券 合計			1,110,838,588	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネープール・マザーファンド	7,000,000	7,006,300	
親投資信託受益証券 合計			7,006,300	
合計			1,117,844,888	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH（ブラジル・リアル・クラス）」受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネープール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンド及び同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ・アジア・エクイティ・ファンドH（ブラジル・リアル・クラス）」の状況

前記「ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース（資産成長型）」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネープール・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド 現地通貨・コース（資産成長型）」に記載のとおりであります。

## 2 【ファンドの現況】

ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド 現地通貨・コース（資産成長型）

## 【純資産額計算書】

平成24年10月31日

資産総額	581,821,131円
負債総額	166,304円
純資産総額（ - ）	581,654,827円
発行済数量	522,094,927口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.1141円

(参考) ダイワ・マネープール・マザーファンド

## 純資産額計算書

平成24年10月31日

資産総額	16,279,365円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	16,279,365円
発行済数量	16,264,672口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0009円

ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース（資産成長型）

## 純資産額計算書

平成24年10月31日

資産総額	244,174,205円
負債総額	69,878円
純資産総額（ - ）	244,104,327円
発行済数量	245,296,251口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.9951円

(参考) ダイワ・マネープール・マザーファンド

前記「ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド 現地通貨・コース（資産成長型）」の記載と同じ。

ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）

## 純資産額計算書

平成24年10月31日

資産総額	1,124,075,662円
負債総額	20,211,592円
純資産総額（ - ）	1,103,864,070円
発行済数量	1,212,947,069口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.9101円

(参考) ダイワ・マネープール・マザーファンド

前記「ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド 現地通貨・コース（資産成長型）」の記載と同じ。

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

## (2) 受益者に対する特典

ありません。

## (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

## (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

## (5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## (6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## (7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

## (8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第二部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額

平成24年10月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### b. 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

###### 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

###### イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

###### ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるC I O (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

###### ハ. 運用会議

C I Oが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

###### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

###### ホ. ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成24年10月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	4	11,343
追加型株式投資信託	419	6,905,405
株式投資信託 合計	423	6,916,748
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	2,367,701
公社債投資信託 合計	17	2,367,701
総合計	440	9,284,448

## 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第53期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第54期事業年度に係る中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,820,358	3,745,233
有価証券	18,987,155	19,655,070
前払金	579	314
前払費用	24,840	90,562
未収入金	6,925	11,931
未収委託者報酬	6,933,076	6,516,540
未収収益	41,963	55,102
貯蔵品	23,337	11,888
繰延税金資産	286,080	630,508
その他	501,484	190,450
流動資産計	28,625,803	30,907,602
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物（純額）	967,190	1,003,450
器具備品（純額）	332,407	513,162
建設仮勘定	634,782	484,571
	-	5,715
無形固定資産	2,414,530	2,870,849
ソフトウェア	1,364,617	2,173,517
ソフトウェア仮勘定	1,037,069	684,878
電話加入権	11,850	11,850
商標権	396	132

その他		596		471
投資その他の資産		18,825,476		16,375,520
投資有価証券		12,339,547		10,034,136
関係会社株式		5,141,069		5,141,069
出資金		142,215		136,315
従業員に対する長期貸付金		99,889		112,674
差入保証金		609,781		542,920
長期前払費用		7,607		8,478
投資不動産(純額)	1	490,114	1	409,876
貸倒引当金		4,750		9,950
固定資産計		22,207,196		20,249,820
資産合計		50,833,000		51,157,423

(単位:千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	46,454	55,551
未払金	6,501,119	7,194,946
未払収益分配金	27,599	17,954
未払償還金	119,838	88,334
未払手数料	3,725,807	3,386,380
その他未払金	2,627,872	3,702,277
未払費用	2,395,029	3,313,011
未払法人税等	895,379	963,539
未払消費税等	383,973	229,365
賞与引当金	263,000	307,000
本社移転関連費用引当金	-	346,425
資産除去債務	-	292,000
その他	-	87,535
流動負債計	10,484,955	12,789,375
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	1,410,635	1,670,344
役員退職慰労引当金	59,160	68,068
繰延税金負債	1,977,913	1,782,558
固定負債計	3,447,708	3,520,970
負債合計	13,932,663	16,310,345
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	9,874,176	7,715,116
利益剰余金合計	10,248,473	8,089,414
株主資本合計	36,918,473	34,759,414
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	104,040	33,879
繰延ヘッジ損益	85,902	53,783
評価・換算差額等合計	18,137	87,663
純資産合計	36,900,336	34,847,077
負債・純資産合計	50,833,000	51,157,423

## (2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	72,303,483	72,931,048
その他営業収益	345,390	401,212
営業収益計	72,648,873	73,332,260
営業費用		
支払手数料	41,437,322	41,050,089
広告宣伝費	967,991	709,853
公告費	1,256	699
受益証券発行費	3	74
調査費	6,192,360	7,993,144
調査費	831,159	878,635
委託調査費	5,361,200	7,114,509
委託計算費	718,414	733,156
営業雑経費	1,806,147	1,651,996
通信費	287,454	205,421
印刷費	674,758	472,511
協会費	47,465	52,117
諸会費	10,778	11,971
その他営業雑経費	785,691	909,973
営業費用計	51,123,496	52,139,015
一般管理費		
給料	4,192,794	4,452,711
役員報酬	157,200	209,630
給料・手当	3,545,655	3,646,155
賞与	226,939	289,926
賞与引当金繰入額	263,000	307,000
福利厚生費	619,459	728,342
交際費	68,476	71,356
寄付金	638	591
旅費交通費	266,082	215,939
租税公課	169,305	171,533
不動産賃借料	680,147	727,939
退職給付費用	334,864	422,030
役員退職慰労引当金繰入額	28,500	27,988
固定資産減価償却費	897,352	1,107,222
諸経費	1,170,318	1,077,041
一般管理費計	8,427,939	9,002,696
営業利益	13,097,437	12,190,548

(単位:千円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	573,514		74,753
有価証券利息		23,029		13,537
受取利息		2,673		2,771
時効成立分配金・償還金		149,120		42,189
投資有価証券売却益		38,591		117,695
有価証券償還益		3,185		68,106
その他		41,908		54,685
営業外収益計		832,022		373,739
営業外費用				
投資有価証券売却損		7,515		95,389
有価証券償還損		277		67,873
その他		180,501		67,829
営業外費用計		188,294		231,091
経常利益		13,741,165		12,333,196
特別利益				
貸倒引当金戻入額		614,232		-
特別利益計		614,232		-
特別損失				
固定資産除却損	2	1,067	2	4,871
減損損失	3	35,468	3	76,217
有価証券評価損		-		211,376
本社移転関連費用		-		346,425
その他		22,059		19,547
特別損失計		58,595		658,438
税引前当期純利益		14,296,802		11,674,757
法人税、住民税及び事業税		4,834,931		5,254,642
法人税等調整額		256,140		602,832
法人税等合計		5,091,072		4,651,809
当期純利益		9,205,730		7,022,948

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	2,800,000	-
当期変動額		
別途積立金の取崩	2,800,000	-
当期変動額合計	2,800,000	-
当期末残高	-	-
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,085,103	9,874,176
当期変動額		
別途積立金の取崩	2,800,000	-
剰余金の配当	11,216,657	9,182,008
当期純利益	9,205,730	7,022,948
当期変動額合計	789,072	2,159,059
当期末残高	9,874,176	7,715,116
利益剰余金合計		
当期首残高	12,259,401	10,248,473
当期変動額		
剰余金の配当	11,216,657	9,182,008

当期純利益	9,205,730	7,022,948
当期変動額合計	2,010,927	2,159,059
当期末残高	10,248,473	8,089,414

(単位:千円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	38,929,401	36,918,473
当期変動額		
剰余金の配当	11,216,657	9,182,008
当期純利益	9,205,730	7,022,948
当期変動額合計	2,010,927	2,159,059
当期末残高	36,918,473	34,759,414
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	18,061	104,040
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	85,978	137,920
当期変動額合計	85,978	137,920
当期末残高	104,040	33,879
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期首残高	55,712	85,902
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	141,615	32,119
当期変動額合計	141,615	32,119
当期末残高	85,902	53,783
<b>評価・換算差額等合計</b>		
当期首残高	73,774	18,137
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	55,636	105,800
当期変動額合計	55,636	105,800
当期末残高	18,137	87,663
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	38,855,627	36,900,336
当期変動額		
剰余金の配当	11,216,657	9,182,008
当期純利益	9,205,730	7,022,948
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	55,636	105,800
当期変動額合計	1,955,290	2,053,258
当期末残高	36,900,336	34,847,077

## 1．有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

## (2) その他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

## 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により計上しております。

## 3．固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産及び投資不動産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	6～47年
器具備品	3～20年

## (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## (3) 長期前払費用

定額法によっております。

## 4．引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に依拠して各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### （４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### （５）本社移転関連費用引当金

本社移転に伴い発生する損失に備えるため、発生が見込まれる固定資産除却損、移転費用について合理的な見積額を計上しております。

### ５．ヘッジ会計の方法

#### （１）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ会計の要件を満たさなくなりましたので当事業年度末をもってヘッジ会計の適用を中止しております。

#### （２）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・株価指数先物

ヘッジ対象・・・投資有価証券

#### （３）ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。

#### （４）ヘッジ有効性評価の方法

原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

### ６．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### （１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

#### （２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### 表示方法の変更

#### （損益計算書）

#### １．前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「有価証券償還益」は重要性が増し

たため当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた45,094千円は、「有価証券償還益」3,185千円、「その他」41,908千円として組替えております。

2. 前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「有価証券償還損」は重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。また、前事業年度において区分掲記していた「営業外費用」の「時効成立後支払分配金・償還金」、「貯蔵品廃棄損」及び「投資不動産管理費用」は、重要性が低いため当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「時効成立後支払分配金・償還金」に表示していた98,613千円、「貯蔵品廃棄損」に表示していた25,533千円、「投資不動産管理費用」に表示していた20,028千円、及び「その他」に表示していた36,603千円は、「有価証券償還損」277千円、「その他」180,501千円として組替えております。

3. 前事業年度において区分掲記していた「特別損失」の「ゴルフ会員権評価損」は、重要性が低いため当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「ゴルフ会員権評価損」に表示していた21,290千円は、「その他」として組替えております。

## 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

### 1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
建物	854,118千円	986,089千円
器具備品	2,129,756千円	2,234,738千円
投資建物	700,991千円	712,587千円
投資器具備品	28,141千円	22,398千円

### 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
未払金	2,591,913千円	3,577,654千円

### 3 保証債務

前事業年度（平成23年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,384,110千円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,372,770千円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

#### 1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
受取配当金	460,584千円	-

#### 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
器具備品	1,067千円	4,812千円
投資不動産	-	59千円
計	1,067千円	4,871千円

#### 3 減損損失に関する注記

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市  
用途 賃貸等不動産（浦安寮）  
種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグループとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（35,468千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物26,868千円及び土地8,600千円です。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により

評価しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市  
用途 賃貸等不動産（浦安寮）  
種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグループピ  
ングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の  
兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失  
（76,217千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物17,417千円及び土地58,800千円で  
あります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により  
評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

## 2．配当に関する事項

### （1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	11,216	4,300	平成22年 3月31日	平成22年 6月28日

### （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提  
案しております。

剰余金の配当の総額 9,182百万円  
配当の原資 利益剰余金  
1株当たり配当額 3,520円  
基準日 平成23年3月31日

効力発生日 平成23年6月27日

当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	9,182	3,520	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額 7,022百万円  
 配当の原資 利益剰余金  
 1株当たり配当額 2,692円  
 基準日 平成24年3月31日  
 効力発生日 平成24年6月26日

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されて

おります。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社ではこれをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ会計の要件を満たさなくなりましたので当事業年度末をもってヘッジ会計の適用を中止しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5.ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

### （3）金融商品に係るリスク管理体制

#### 市場リスクの管理

##### （ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

##### （ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し価格変動リスクをヘッジしております。なお、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ会計の要件を満たさなくなりましたので当事業年度末をもってヘッジ会計の適用を中止し、中止時点までのヘッジ手段に係る損益は、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べております。

##### （ ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

#### 信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

### （4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（<注2>参照のこと）。

前事業年度（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,820,358	1,820,358	-
(2) 未収委託者報酬	6,933,076	6,933,076	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	30,154,565	30,154,565	-
資産計	38,908,001	38,908,001	-
(1) 未払手数料	3,725,807	3,725,807	-
(2) その他未払金	2,627,872	2,627,872	-
(3) 未払費用(*1)	1,951,710	1,951,710	-
負債計	8,305,391	8,305,391	-
デリバティブ取引(*2)	183,430	183,430	-

(\*1) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,745,233	3,745,233	-
(2) 未収委託者報酬	6,516,540	6,516,540	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	28,525,516	28,525,516	-
資産計	38,787,291	38,787,291	-
(1) 未払手数料	3,386,380	3,386,380	-
(2) その他未払金	3,702,277	3,702,277	-
(3) 未払費用(*1)	2,764,494	2,764,494	-
負債計	9,853,152	9,853,152	-
デリバティブ取引(*2)	(87,535)	(87,535)	-

(\*1) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資 産

### (1) 現金・預金、及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券

関係」をご参照下さい。

## 負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照下さい。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成23年3月31日現在）	当事業年度 （平成24年3月31日現在）
(1) その他有価証券 非上場株式	1,172,137	1,163,689
(2) 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	5,141,069	5,141,069
(3) 差入保証金	609,781	542,920

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	1,820,358	-	-	-
未収委託者報酬	6,933,076	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,588,634	4,868,529	-
合計	8,753,434	1,588,634	4,868,529	-

当事業年度（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,745,233	-	-	-
未収委託者報酬	6,516,540	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	836,311	2,069,432	4,320,954	-
合計	11,098,084	2,069,432	4,320,954	-

## （有価証券関係）

## 1．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成23年3月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2．その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	4,822,299	4,383,992	438,306
小計	4,822,299	4,383,992	438,306
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの (1) 株式 (2) その他 証券投資信託の受益証券	54,283 25,277,982	55,101 25,890,888	818 612,906
小計	25,332,266	25,945,990	613,724
合計	30,154,565	30,329,983	175,417

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,172,137千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	6,864,572	6,497,516	367,056
小計	6,864,572	6,497,516	367,056
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの (1) 株式	49,871	55,101	5,230

(2) その他 証券投資信託の受益証券	21,611,072	21,918,194	307,122
小計	21,660,944	21,973,296	312,352
合計	28,525,516	28,470,813	54,703

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 1,163,689千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他 証券投資信託の受益証券	21,607,835	38,591	7,515
合計	21,607,835	38,591	7,515

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他 証券投資信託の受益証券	16,215,351	117,695	95,389
合計	16,215,351	117,695	95,389

### 4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、その他有価証券（その他）について211,376千円の減損処理を行っておりません。

(デリバティブ取引関係)

#### 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

株式関連

(単位：千円)

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			

市場取引 以外の 取引	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	1,669,315	-	87,535	87,535
合計		1,669,315	-	87,535	87,535

（注）時価の算定方法は、東京証券取引所から公表された価格により評価しております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日現在）

株式関連

（単位：千円）

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価
				うち1年超	
原則的 処理 方法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資 有価証券	2,435,030	-	183,430
合計			2,435,030	-	183,430

（注）時価の算定方法は、東京証券取引所から公表された価格により評価しております。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。

### 2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 （平成23年3月31日現在）	当事業年度 （平成24年3月31日現在）
退職給付債務	1,410,635千円	1,670,344千円
退職給付引当金	1,410,635千円	1,670,344千円

### 3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	当事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
勤務費用	191,300千円	261,341千円
その他	143,564千円	160,689千円
退職給付費用	334,864千円	422,030千円

（注）「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

## （税効果会計関係）

## 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前事業年度（平成23年3月31日 現在）	当事業年度（平成24年3月31日 現在）
繰延税金資産		
減損損失	928,499	838,826
退職給付引当金	573,987	599,247
連結法人間取引（譲渡損）	294,850	258,256
未払事業税	212,062	212,753
投資有価証券評価損	216,468	191,138
本社移転関連費用引当金	-	131,676
賞与引当金	107,014	116,690
出資金評価損	128,238	114,425
資産除去債務	-	110,989
有価証券評価損	-	80,344
器具備品	38,093	33,365
その他有価証券評価差額金	125,395	27,099
役員退職慰労引当金	24,072	25,804
未払社会保険料	11,722	14,071
その他	28,763	27,487
繰延税金資産小計	2,689,169	2,782,177
評価性引当額	1,547,609	1,379,241
繰延税金資産合計	1,141,560	1,402,935
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	2,772,301	2,428,233
建物（資産除去債務）	-	76,837
繰延ヘッジ損益	58,934	29,783
その他有価証券評価差額金	-	18,241
その他	2,156	1,888
繰延税金負債合計	2,833,392	2,554,985
繰延税金負債の純額	1,691,832	1,152,049

## 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（単位：%）

	前事業年度 （平成23年3月31日現在）	当事業年度 （平成24年3月31日現在）
法定実効税率	40.69	-
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.25	-
住民税均等割	0.02	-
評価性引当額	4.14	-

その他	0.07	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.60	-

（注）当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

### 3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率の変更により繰延税金負債の純額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が211,604千円減少し、法人税等調整額が205,949千円減少しております。

### （資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### 1．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に係る原状回復義務であります。

#### 2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を1年1ヶ月と見積り、過去の不動産賃貸借契約に係る原状回復費用の実績をもとに資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから割引前の見積り額を計上しております。

#### 3．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

変動の内容	前事業年度 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	当事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
期首残高	-	-
見積りの変更に伴う増加額	-	292,000
期末残高	-	292,000

#### 4．当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、平成24年度中に予定している本社移転計画により、合理的な見積りが可能となったため、当該資産除去債務292,000千円を貸借対照表に計上しております。

### （セグメント情報等）

[ セグメント情報 ]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[ 関連情報 ]

1．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[ 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 ]

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	35,468	35,468

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	76,217	76,217

[ 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 ]

該当事項はありません。

[ 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 ]

該当事項はありません。

( 関連当事者情報 )

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証	1,384,110	-	-
子会社	Daiwa Asset Management (India) Private Limited	India	1,128	金融商品取引業	(所有) 直接 91.0	経営管理	増資の引受	3,204,985	-	-

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。
- (2) インド共和国における外国資本規制上の最低払込金額を満たすため、当社がDaiwa Asset Management(India)Private Limited社の行った増資を1株につき72円86銭で引き受けております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,372,770	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

## (イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	21,941,957	未払手数料	2,760,790
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケッツ㈱	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	666,862	未払手数料	70,947
							為替予約	1,160,187	-	-

同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	1,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,085,626	未払費用	129,623
-------------	---------	--------	-------	---------	---	-----------	-----------	-----------	------	---------

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

(3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	19,792,278	未払手数料	2,376,978
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケット(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	595,391	未払手数料	76,686
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,233,996	未払費用	245,735

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(3) 大和証券株式会社及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、平成24年4月1日をもって合併いたしました。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1株当たり純資産額 14,146.05円 1株当たり当期純利益 3,529.09円	1株当たり純資産額 13,358.92円 1株当たり当期純利益 2,692.30円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
当期純利益(千円)	9,205,730	7,022,948
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

当社及び株式会社大和証券グループ本社(以下、総称して「大和証券グループ」)は、株式会社新生銀行傘下で、インド共和国においてアセットマネジメント事業を行っているShinsei Asset Management (India) Private Limited(以下、「SAMI」)及びShinsei Trustee Company (India) Private Limited(以下、「STC」)の全株式を株式会社新生銀行及びその他の株主から取得いたしました。

本件について、平成22年12月20日に買収手続きを完了した後、「SAMI」及び「STC」は、Daiwa Asset Management (India) Private Limited(以下、「DAMI」)及びDaiwa Trustee Company (India) Private Limited(以下、「DTC」)として商号を変更しました。その後、インドにおける外国資本規制上の最低払込金額を満たすために、平成23年1月31日に増資を行っております。「DAMI」及び「DTC」は大和証券グループの100%子会社であり、当社の取得原価、増資の引受、貸借対照表計上額並びに出資比率は下記のとおりであります。

(単位：千円)

	DAMI	DTC
取得原価	1,059,552	2,717
増資の引受	3,204,985	9,944
貸借対照表計上額(注) 関係会社株式	4,391,020	13,037
出資比率	91.0%	99.9%

(注) 取得付随費用を算入した後の金額になります。

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金		1,833,296
有価証券		16,491,682
未収委託者報酬		6,074,374
貯蔵品		9,897
繰延税金資産		576,334
その他		421,905
流動資産計		25,407,491
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	1	812,139
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア		2,304,771
その他		710,794
無形固定資産合計		3,015,566
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券		13,513,781
その他	1	2,247,303
貸倒引当金		9,950
投資その他の資産合計		15,751,135
固定資産計		19,578,842
資産合計		44,986,333

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払金		4,702,038
未払費用		3,673,584
未払法人税等		743,636
賞与引当金		426,400
本社移転関連費用引当金		346,425
資産除去債務		292,000
その他	3	270,950
流動負債計		10,455,035
<b>固定負債</b>		
繰延税金負債		1,465,584
退職給付引当金		1,864,115
役員退職慰労引当金		47,925

固定負債計	3,377,624
負債合計	13,832,659
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	374,297
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	4,314,536
利益剰余金合計	4,688,834
株主資本合計	31,358,834
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	408,812
繰延ヘッジ損益	203,652
評価・換算差額等合計	205,160
純資産合計	31,153,673
負債・純資産合計	44,986,333

## (2) 中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		35,929,057
その他営業収益		221,982
営業収益計		36,151,039
営業費用		
支払手数料		20,053,264
その他営業費用		5,549,289
営業費用計		25,602,554
一般管理費	1	5,244,843
営業利益		5,303,641
営業外収益	2	410,550
営業外費用	1, 3	62,244
経常利益		5,651,948
特別利益		39,827
特別損失		14,428
税引前中間純利益		5,677,347
法人税、住民税及び事業税		2,153,585
法人税等調整額		97,806
中間純利益		3,621,569

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	15,174,272
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
資本剰余金合計	
当期首残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	374,297
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	374,297
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	7,715,116
当中間期変動額	
剰余金の配当	7,022,149
中間純利益	3,621,569
当中間期変動額合計	3,400,580
当中間期末残高	4,314,536

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
利益剰余金合計	
当期首残高	8,089,414
当中間期変動額	

剰余金の配当	7,022,149
中間純利益	3,621,569
当中間期変動額合計	3,400,580
当中間期末残高	4,688,834
株主資本合計	
当期首残高	34,759,414
当中間期変動額	
剰余金の配当	7,022,149
中間純利益	3,621,569
当中間期変動額合計	3,400,580
当中間期末残高	31,358,834
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	33,879
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	442,692
当中間期変動額合計	442,692
当中間期末残高	408,812
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	53,783
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	149,868
当中間期変動額合計	149,868
当中間期末残高	203,652
評価・換算差額等合計	
当期首残高	87,663
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	292,823
当中間期変動額合計	292,823
当中間期末残高	205,160
純資産合計	
当期首残高	34,847,077
当中間期変動額	
剰余金の配当	7,022,149
中間純利益	3,621,569
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	292,823
当中間期変動額合計	3,693,404
当中間期末残高	31,153,673

## 重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
1. 資産の評価基準及び 評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。          其他有価証券          時価のあるもの          中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部          純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算          定)を採用しております。          時価のないもの          移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法により計上しております。</p>
2. 固定資産の減価償却 の方法	<p>(1) 有形固定資産及び投資不動産 定率法によっております。          なお、主な耐用年数は以下の通りであります。          建物 6～47年          器具備品 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。          なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能          期間(5年)に基づいております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率          法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評          価法により計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会          計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中          間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金          は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績          等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであ          ります。          また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中          間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規          程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 本社移転関連費用引当金 本社移転に伴い発生する損失に備えるため、発生が見込まれる固          定資産除却損、移転費用について合理的な見積額を計上してありま          す。</p>

4. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・株価指数先物 ヘッジ対象・・・投資有価証券</p> <p>(3) ヘッジ方針 価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。</p>
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>

## 会計方針の変更等

<p>当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)</p>
<p>(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年 4月 1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。 なお、この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p>

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

<p>当中間会計期間末 (平成24年 9月30日)</p>	
1. 減価償却累計額	
有形固定資産	3,428,406千円
投資その他の資産	741,362千円
2. 債務保証	<p>子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,329,090千円に対して保証を行っております。</p>
3. 消費税等の取扱い	<p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>

## (中間損益計算書関係)

<p>当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)</p>	
1. 減価償却累計額	

有形固定資産	207,578千円
無形固定資産	440,371千円
投資その他の資産	7,190千円
2. 営業外収益の主要項目	
受取配当金	219,419千円
投資有価証券売却益	90,397千円
有価証券償還益	64,318千円
3. 営業外費用の主要項目	
有価証券償還損	35,545千円
投資不動産管理費用	7,903千円
投資不動産償却費	6,376千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当中間会計期間 増加株式数（千株）	当中間会計期間 減少株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	7,022	2,692	平成24年 3月31日	平成24年 6月26日

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変

動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払金は主に投資信託の販売に係る手数料及び連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社ではこれらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、ヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「4．ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 市場リスクの管理

##### ( ) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

##### ( ) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し、繰延ヘッジ処理を行っております。

##### ( ) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において報告しております。

#### 信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（<注2>参照のこと）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,833,296	1,833,296	-
(2) 未収委託者報酬	6,074,374	6,074,374	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	23,805,225	23,805,225	-

資産計	31,712,896	31,712,896	-
(1) 未払金	4,702,038	4,702,038	-
(2) 未払費用(*1)	2,991,665	2,991,665	-
負債計	7,693,704	7,693,704	-
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,304)	(2,304)	-
デリバティブ取引計	(2,304)	(2,304)	-

(\*1) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

#### (1) 現金・預金、及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

### 負債

#### (1) 未払金、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	1,059,169
子会社株式	5,141,069
長期差入保証金	1,587,878

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	1,833,296	-	-	-
未収委託者報酬	6,074,374	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの	267,222	1,676,395	3,587,421	-
合計	8,174,892	1,676,395	3,587,421	-

## （有価証券関係）

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
証券投資信託の受益証券	2,985,292	2,807,373	177,919
小計	2,985,292	2,807,373	177,919
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	31,019	55,101	24,082
証券投資信託の受益証券	20,788,914	21,578,724	789,810
小計	20,819,933	21,633,826	813,892
合計	23,805,225	24,441,199	635,973

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 1,059,169千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## （デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

## 株式関連

（単位：千円）

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的 処理方 法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資 有価証券	1,408,896	-	2,304	東京証券取引所から公表された価格 によっている。
合計			1,408,896	-	2,304	

## （資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に係る原状回復義務であります。

## 2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を平成23年12月から平成24年12月までの1年1ヶ月と見積り、過去の不動産賃貸借契約に係る原状回復費用の実績をもとに資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから割引前の見積り額を計上しております。

## 3．当該資産除去債務の総額の増減

変動の内容	金額
期首残高	292,000千円
時の経過による調整額	-
中間期末残高	292,000千円

## （セグメント情報等）

## 〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

## 1．サービスごとの情報

当社のサービスは、単一であるため記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

## （1）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、

記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[ 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 ]

当中間会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

該当事項はありません。

[ 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 ]

当中間会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

該当事項はありません。

[ 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 ]

当中間会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）	
1株当たり純資産額	11,943.02円
1株当たり中間純利益金額	1,388.35円
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
中間純利益(千円)	3,621,569
普通株式に係る中間純利益(千円)	3,621,569
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

##### b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

## 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成24年4月1日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 単位：百万円 （平成24年4月 1日現在）	事業の内容
大和証券株式会社	（ ）100,000	（注）

（注）金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

## 3 【資本関係】

該当ありません。

## &lt;再信託受託会社の概要&gt;

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成24年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## 第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成24年5月7日	臨時報告書
平成24年7月13日	有価証券報告書（ ）・同添付書類、有価証券届出書の訂正届出書・同添付書類（ ）現地通貨・コース（資産成長型）、ブラジル・リアル・コース（資産成長型）（第1期）ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）（第1特定期間）
平成24年8月2日	臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成24年11月22日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 茂 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド 現地通貨・コース（資産成長型）の平成24年4月24日から平成24年10月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド 現地通貨・コース（資産成長型）の平成24年10月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- （注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- （注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年11月22日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 茂 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド プラジル・レアル・コース（資産成長型）の平成24年4月24日から平成24年10月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド プラジル・レアル・コース（資産成長型）の平成24年10月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年11月22日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 茂 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド プラジル・レアル・コース（毎月分配型）の平成24年4月24日から平成24年10月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・アジア株トータルリターン・ファンド プラジル・レアル・コース（毎月分配型）の平成24年10月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 5月25日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森 公高 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 貞廣 篤典 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 和男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月29日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森 公 高 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 貞 廣 篤 典 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内 田 和 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。